

令和6年12月第142回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和6年12月3日（火）
○開会年月日 令和6年12月3日（火）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君		

○欠 席 議 員（1名）

15 番 寺 岡 保 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第11号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

令和6年12月第142回内子町議会定例会

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和6年12月3日

会期

18日間

至 令和6年12月20日

日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 令和6年度財務監査の結果に関する報告

日程第 6 報告第10号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第 7 議認第15号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 議案第74号 内子町学校給食費条例の制定について

日程第 9 議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について

日程第20 議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

日程第21 議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第24 議案第90号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）
について

日程第25 議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第26 議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が寺岡保議員から提出されております。

ただ今から、令和6年12月第142回内子町議会定例会を開会いたします。

本定例会では、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありました者は、副町長及び総務課長及び各課長、班長等の19名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、城戸司議員、2番、塩川まゆみ議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る11月25日開催の議会運営委員会において協議され、本日から20日までの18日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から12月20日までの18日間に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第11号）」のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しておるとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第142回令和6年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、報告1件、議認1件、条例の制定1件、条例の一部改正10件、指定管理者の指定1件、補正予算7件の合計21件でございます。

それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬も近づき、日に日に寒さが一段と厳しくなってきました。町内各所で賑わいを見せていた文化祭などのイベントも盛況に終わり、また美しい紅葉で多くの人を楽しませた小田深山もすっかり冬の様相に変わっています。この時期は、年末の慌ただしさとともに、振り返りの季節でもありますので、私を含め、皆さまそれぞれのお立場で今年一年を振り返る良い機会ではないかと考えております。

さて、先般行われました衆議院議員選挙におきましては、多くの町民の皆さまが投票に参加され、民主主義の根幹である選挙が無事に執り行われました。選挙結果は、私たちの地域における政治的な意志を示すものであり、今後の政策形成や地域発展に向けた重要な指針となります。新たに選出された国会議員の皆さまには、地域の声をしっかりと受け止め、国政においてその意見を反映させていただきたいと期待をしているところです。

このようななか、国内におきましては第2次石破内閣が発足し、政府は11月22日、「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」、「国民の安心・安全の確保」を柱とした経済対策を閣議決定いたしました。ガソリン代や電気料金等の補助、住民税が非課税となっている低所得世帯に対する給付金の給付、AIや半導体産業への公的支援、年収が103万円を超えると所得税が生じる「年収103万円の壁」の引き上げやガソリン減税の検討などが盛り込まれているようでございます。また、28日には臨時国会が召集され、経済対策の裏付けとなる約13兆9,400億円の補正予算案の審議が始まるところであり、早ければ年内にも補正予算が成立する見通しですので、その動向を注視したいと考えております。

一方、世界に目を向けますと、アメリカでは共和党のドナルド・トランプ氏が来年1月、大統領に返り咲くことになり、「米国第一主義」を掲げるトランプ次期政権が対外的な圧力を強め、公約で掲げる関税の大幅な引き上げを実施した場合、円安がさらに進み、さらなる物価高騰が引き起こされることも考えられ、日本経済に悪影響があるのではないかと心配をしております。また、ロシアのウクライナ侵攻による武力衝突や、イスラエルとパレスチナ間の紛争など、世界情勢はますます混とんとしており、国際情勢が急速に変化する中で、今後、日本にどのような影響があるのか不安を感じているところでございます。

それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目が、12月補正予算の概要について。2つ目が、愛媛県内子町フェア in ディアモール大阪について。3つ目が、内子狂言くらぶ披露公演についてでございます。

それでは最初に、令和6年度12月補正予算の概要についてご報告いたします。

12月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4億1,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億2,580万円といたしております。これは、前年度同期の予算額と比較し、4億2,792万1,000円。率にして3.6%の増となっております。

詳細につきましては、後程ご説明いたしますが、主だったものといたしまして、人事院勧告等に伴う人件費について、一般会計全体で約9,400万円増額する予算を計上しております。

また、生活の基盤整備の分野では、子育て環境の整備を兼ね、平岡児童公園の浄化槽改修工事に1,774万3,000円を計上しております。

観光振興の分野におきましては、内子町観光振興計画が間もなく完成しますので、その計画書の印刷製本費として129万8,000円を。

農林業の活性化に係る分野では、森林整備担い手確保育成対策事業関係経費として518万6,000円を計上しております。

加えて、災害対策に関する経費として、がけ崩れ防災事業や公共土木施設災害復旧事業に4,493万5,000円を計上させていただきました。

その他、町道や町営住宅など町有施設の修繕に係る経費などを計上し、その財源は、分担金、補助金、地方債などに加え、基金を取り崩して充当する予定にしております。

次に、愛媛県内子町フェア in ディアモール大阪についてご報告いたします。

去る9月8日から10日の3日間、県内外における町産品の販路開拓と観光客の誘致、内子町のイメージアップを図るため、JR大阪駅前ダイヤモンド地下街ディアモール大阪の一画にあるディーズスクエアにおいて愛媛県内子町フェアを開催いたしました。

今回出店をしたディーズスクエアは、平日、休日ともにおよそ36万人が通行する場所に立地し、愛媛たいき農協ブドウ部会及び内子フレッシュパークからり並びに大洲農業指導班の協力をいただくなか、農林振興課と町並・地域振興課の共催で開催いたしました。

会場では、シャインマスカットを中心としたブドウ、梨などの果樹に加え、じゃばらの加工品、地酒などの物販を行ったほか、五十崎社中のギルディング体験コーナーも開設し、観光PRも同時に行いました。

販売初日から売れ行きは好調で、観光パンフレットやふるさと納税のチラシを手にとり、たくさんのお客様もたくさんいらっしゃいました。結果として、準備していた商品は全て完売し、3日間で目標としていた100万円を大きく上回る124万円の売り上げを達成することができました。

今回のフェアの検証を行い、今後の実施方法や実施時期、場所の選定につなげ、さらなる内子町産品の認知度向上、イメージアップを図ってまいります。

次に、内子狂言くらぶ披露公演についてご報告いたします。

今年度の披露公演は10月12日に共生館野外ステージにおいて実施いたしました。例年、内子座で開催しておりますが、ご承知のように内子座は保存修理工事に入り、9月2日より休館し使用することができません。しかし、これをチャンスと捉え、これまでに開催したことのない五十崎地区において、新たな観客も呼び込もうと実施いたしました。共生館には素晴らしいホールもありますが、野外ステージを利用することとし、花道などを設けたり、くらぶの子ども達が松羽目幕を描いたり、舞台のしつらえにも工夫を加えて開催いたしました。

当日は天候にも恵まれ、初舞台を踏む子ども達もたくさんいましたが、大勢の観客のもと、みな堂々と日頃の稽古の成果を披露することができました。

また、野外ステージは、日が暮れてくるとともに幽玄な雰囲気醸し出し、普段とは一味違うステージとなって観客らを魅了していました。

この狂言くらぶの活動は、取り組みをはじめて11年目を迎えますが、プロの狂言師を目指す子どもが出てくるなど、着実な成果をあげています。

今年度におきましては、令和6年度優良青少年団体として知事表彰を受けることになり、7月24日に開催された表彰式に参加いたしました。また、11月10日に共生館ホールで開催された愛媛県民総合文化祭に招かれ、狂言を2作品披露したほか、宜野座村との交流事業において、先日12月1日に宜野座村文化センターがらまんホールで開催されました「がらまん子ども芸術祭」にも出演し、内子オリジナル狂言「かみあそび」を披露するなど、活躍を続けております。

今後も、内子町の新たな文化のひとつとして定着していくことを目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、3件の事柄についてご報告申し上げます。

さて、本議会定例会は、私にとりまして町長就任1期目最後の定例会となります。令和3年2月の町長就任以来、まもなく4年間の任期満了を迎えようとしております。

就任当時は、新型コロナウイルスが猛威を振るっていた最中でございましたので、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことを公約の一つに掲げ、非常に多くの事業を行って

まいりました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業をはじめ、感染症未然防止のための施設整備や備品購入などの感染対策事業。事業者の経営安定を図るための支援事業。事業継続のための応援金や協力金の給付事業。また、プレミアム付き商品券事業やテイクアウト応援事業。住民1人あたり1万円の商品券を給付する事業など、家計の下支えや消費拡大を図るための事業も行ってきました。

加えて、GIGAスクール構想への取り組み、低所得者世帯や子育て世帯への支援など、コロナ禍における教育環境の充実や弱者対策にも取り組んでまいりました。

これらの事業は物価高騰対策を含めると100事業を超えますが、職員それぞれが通常業務に加えて一生懸命に取り組んでくれたからこそその成果だと思っています。

その他、公約に掲げた子育て支援の分野では、県内に先駆けて高校生までの医療費無償化に取り組みました。また、小・中・高校生の修学旅行に係る費用への支援。学校給食費への補助。インフルエンザ予防接種費用に係る支援の拡充。加えて、特定不妊治療や不育治療への支援。第3子以降の保育料無償化など、出産前から就学後まで幅広い支援に取り組み、子育て世帯等の経済的負担の軽減を図りました。その他、放課後児童クラブの拡充による待機児童の解消や児童公園の整備など、働きながら安心して子育てができる環境の整備にも努めてまいりました。

移住者の受け入れの分野では、地域おこし協力隊制度の積極的な活用を掲げ、町長就任後、9名の地域おこし協力隊を採用し、首都圏からの移住者として受け入れを行うとともに、よそ者目線により地域課題の解決を図ってまいりました。

また、新たにオンラインコミュニティ事業や移住コーディネーター設置による移住相談体制の強化に取り組むなど、移住者の獲得についても積極的に行った結果、町長に就任してからの移住者は、35世帯70名を数えています。

農林商工業分野の活性化においては、新たに親元就農支援事業給付金交付事業。林業就業支援事業費給付金交付事業。はじめる・つなぐ商工活性化支援事業補助金交付事業を創設し、各分野の担い手の確保を図ってきたほか、首都圏を中心に町産品の販路拡大等に取り組んでまいりました。令和5年度の農林産物の販売額につきましては、35億5,000万円となっており、農林業従事者の高齢化が危惧されるなか、過去の販売額と比較してほぼ横ばいを維持することができました。加えて、販路開拓支援事業による地場産品の売り上げにつきましては、コロナ禍の影響で落ち込んでいたものの、徐々に回復し、令和5年度の売上実績は約2億円となり、今年度は2億5,000万円を目標に取り組んでいるところです。

また、コロナ禍で落ち込んだ観光入込客数は、現在、コロナ禍前の状況にまでは回復していないものの、令和5年には、95万人まで回復してまいりました。特にコロナ禍前に約5,700人であったインバウンド観光客数は、令和6年に3万人を超えるペースで推移しており、特に韓国からのインバウンド観光客の増加が顕著となっています。現在、古民家を活用した宿の高付加価値化事業などにも取り組んでおりますので、インバウンドをメインタ

ーゲットとした戦略が必要と考えているところです。

災害対策の分野におきましては、町内木造住宅の耐震化に対する支援事業の拡充を行ったほか、並行して老朽危険空き家の除却事業を進めました。一方で、地域の防災拠点や避難所になり得る自治会館の建て替えも進め、まちの耐震化を図ってまいりました。その他、危機監理官の配置、消防団の機能強化を図るための設備更新、自主防災組織への支援、倒木等による施設等への被害を未然に防止するための里山林整備事業の創設など、万が一の災害に備えた取り組みを強化しているところでございます。

福祉の分野では、先に述べたコロナ対策と重複するところがございますが、コロナ禍において生活に密着する医療や高齢者、障がい者福祉施設等の経営継続を支援するために町独自の補助制度を創設し、施設運営の安定化に努めてまいりました。また、住民の皆さまに直接関係するところでは、带状疱疹ワクチンの予防接種助成や中程度難聴の高齢者の補聴器購入の支援など新たな制度を設けたり、運転免許証を返納した高齢者への助成事業の拡充を行ったり、住民の皆さまが少しでも地域で安心して元気に暮らすことができるよう、様々な施策を実施してまいりました。

自治会活動を中心とした住民活動の分野では、自治会が行う地域づくり事業に対する支援を行いました。人口減少や高齢化が進む昨今において、伝統行事をはじめとする地域行事について、地域の皆さまが知恵を出し合い、形を変えながらも継続されていることに感謝申し上げますとともに、このような地域の方々の頑張りが町をかたちづくっていることを忘れてはならないと考えております。

景観まちづくりの分野におきましては、八日市護国重要伝統的建造物群保存地区内の建築物の修理・修景事業へ取り組んだほか、本町のシンボルである内子座を将来に残すための保存修理事業に着手いたしました。また、新たな魅力を創出するための拠点として、旧森家住宅の整備や坂町小公園整備事業に取り組んでいる最中でございます。その他、歴史的風致維持向上計画に基づき、美しい景観や魅力的な風景の創造を図ってまいりました。

環境政策の分野では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティうちこ」を宣言し、「脱炭素及び持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」を締結して取り組みを推進しているほか、電気自動車の購入及び自然エネルギーの利用促進を図るための地球温暖化対策設備などの導入に対する助成、環境教育の推進など、エコロジータウンうちこの実現に向けた取り組みを推進してきたところです。

その他、地域の核となる内子高等学校小田分校存続のため、地域みらい留学による入学希望者の全国公募を全面的に支援し、「地域と学ぶ、地域に学ぶ」の具現化を図るため、魅力化コーディネーターの配置や、第5小田寮の整備など、魅力ある教育環境の整備・拡充を進め、全国に発信した結果、令和6年度は入学生37名を迎えることができっております。

これら第2期内子町総合計画に基づく事業、そして、私の公約実現のための事業推進には、国や県の補助金に加え、普通交付税措置のある有利な町債を積極的に活用することで、一般財源の負担軽減を図ってまいりました。

また、「選択と集中」により事業費の平準化に努め、令和元年度末に80億8,965万円あった一般会計起債残高を令和5年度には77億5,274万円まで減少させ、実質公債費比率は2.5%と県内で1番良い指標となっており、将来世代への負担軽減につながったと考えております。

今後におきましても、歳入の確保と歳出の削減を徹底し、引き続き、中長期的な視点で効率的な財政運営に努め、財政の健全化を維持していきたいと考えております。

私にとりまして、あつという間の4年間ありがとうございました。多くの町民の皆さま、議員の皆さまに、ご支援、ご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

引き続き、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 5 令和6年度財務監査の結果に関する報告

○議長（久保美博君） 「日程第5 令和6年度財務監査の結果に関する報告」を受けることにします。赤穂英一代表監査委員、ご登壇願います。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

議案書番号3番の「令和6年度財務監査結果報告」の2ページの4. 監査結果をご覧ください。

令和6年度の財務監査は、代表監査委員の私、赤穂と菊地監査委員及び監査委員事務局により、4～9月、前期における各部署での事業等について、地方自治法第199条第4項及び内子町監査基準に基づき提出された調書等を中心に、関係資料の監査、関係職員からの聴取と令和5年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて、抽出により実施しました。

その結果、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業等は、現時点では特に大きな問題もなく進捗しており、執行内容もおおむね適正に処理されているものと認められました。

全体的には評価できることも数多く見受けられましたが、今後、検討あるいは留意願いたい事項も見受けられましたので、主な意見として、次のとおり11の項目についてポイントとなる部分を中心にご報告いたします。

1. 令和5年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況について、主なものを4点申し上げます。

アの事務処理についてであります。これまでに指摘等した不適切事例等については、本来の事務処理手順の遵守と管理者の事務管理をいっそう徹底することとして、再発防止策に取り組んでおられ、全体的には問題なく事務遂行されていました。ただし、一部の部署に

において、指導事項等に対して、3ページですが、改善が不十分な事項。例えば、備品の調達において、これまで不正に繋がる恐れがあるため発注者と検収者は必ず別の者が行うよう指導してきましたが、同一の者が行っている事例等も確認されました。担当者の指導はもとより、管理者の日々の決裁時におけるチェックをしっかりと行い、事務管理をいっそう徹底願います。

以下、2行は記載のとおりです。

イの時間外勤務手当等についてですが、今回の財務監査においては、一部の部署の一部の職員に見受けられていた時間外勤務の慢性化及び複数の部署の一部の職員に見受けられていた有給休暇がほとんど取得できない事象は改善傾向となっていました。これは改善に向けて、担当者相互の事務支援、事務分担の見直し、必要な職員の配置など、各種取り組みを行ってこられた結果であり、一定の評価はできます。ただし、有給休暇については、一部の部署で職員間の取得日数に大きな差がまだ見受けられるため、有給休暇取得計画表の活用を徹底するほか、休みにくい要因を解明し、その解消に一層努めていただきたいと思います。採用後間もない職員には、特に配慮願います。

以下、5行は記載のとおりです。

職員は組織の財産であり、健康管理は各人の自己管理が重要であることは言うまでもありませんが、管理者の重要な責務のひとつです。引き続き、「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」などの遵守に努めていただきたいと思います。

以下、3行は記載のとおりです。

ウの公用車の管理についてであります。これは記載のとおりであります。

4ページ。

エの電算・システム関連の委託費用についてであります。電算・システム関連の委託費用については、当初の入札によるシステム導入時以降、ほとんどの場合、落札業者との随意契約となっています。重要なのは、常にサービスの対価であることを念頭に置き、必要性和契約金額の妥当性を検討することであり、決裁文書にしっかりと記録願います。今回の財務監査において、ほとんどの部署で必要な記録がされていましたが、不十分な部署も一部で確認されました。いっそう徹底願います。

2. 工事請負・業務委託の入札契約・随意契約についてであります。最初の4行は記載のとおりです。

5行目、今回の財務監査において、全体的には競争性・透明性・経済性を踏まえた競争入札、見積り合わせが行われており、適正に予算執行されてきました。近年、県内の他の自治体において、入札に関連した不正事件が多発しています。決して対岸の火事と捉えず、法令や事務処理手順等を遵守するとともに、管理者による一層厳正な事務管理を徹底願います。

今回の財務監査においては、プロポーザル形式の企画競争入札が確認されましたが、法令等に基づき審査は適正になされていました。また、低入札事案も確認されましたが、同様に必要な調査会を開催し、適正に執行されてきました。加えて、指名競争入札事案も多く確

認され、適正に指名業者選定されていましたが、引き続き、指名業者選定理由等をしっかりと決裁文書に記述願います。

以下、記載のとおりです。

3. 価格高騰対策等についてです。定額減税補足給付金関係事務については順調に推移しています。定額減税補足給付金のうち不足給付については今後の事務処理となりますが、引き続き、遺漏の無いよう取り組んでいただきたいと思います。今後も引き続き、各種支援事業については、その効果検証を行うとともに、必要な情報収集を行い、実態把握に努め、効果に繋がる的確な対応をお願いします。

4. 施設・設備の管理についてであります、最初の10行は記載のとおりです。

11行目の中ほどからですが、現在、避難勧告等に関する判断・伝達マニュアルについて、整備中ではありますが、緊急性のある重要事項のひとつであり、早期の完成に取り組んでいただきたいと思います。

6ページ。

引き続き、災害時に迅速・的確な対応ができるよう努めていただきたいと思います。以下、7行は、記載のとおりです。

予算の関係もあることから、一気に改修・建替えは困難であるため、引き続き、総合管理計画に基づき計画的に取り組んでいただきたいと思います。加えて、利用状況が低調な施設については、関係部署一丸となり施設の有効活用に向けていっそう努力願います。

引き続き、施設・設備の利用維持・向上、身体障がい者、高齢者、児童等への配慮などに鋭意取り組んでいただきたいと思います。

5. 滞納についてであります、町税、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の滞納は、令和5年度は対前年度比で1,086万円の増加となっています。以下、4行は記載のとおりです。

厳しい経済・地域情勢を考えると徴収事務は、ますます苦勞を伴う業務となりますが、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものであり、過年分を含め、その解消にいっそう努めていただきたいと思います。引き続き、職員の不作為による安易な不納欠損処理とならないよう、法令に基づき厳正に対処するとともに、滞納者本人はもとより、必要に応じ連帯保証人へも接触するなど、厳正に対応をお願いします。

以下、4行は記載のとおりです。

7ページです。

引き続き、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。

6. 情報化・ICT化についてですが、最初の3行は記載のとおりです。

4行目、本年度も情報セキュリティの体験型訓練として、抜き打ちのメールを使った情報セキュリティ対応訓練、個人情報に関する安全管理措置研修、個人情報自己点検、担当部署による実地監査を実施するなど、工夫を加えた効果的な取り組みがされることとなっております。

り、高く評価できます。

次の2行は、記載のとおりです。

なお、保存期間を満了して不要となった情報資産の廃棄については、法令に基づき、紙の廃棄のみならず、データの廃棄も確実に行っていただきたいと思います。引き続き、厳正な実施に取り組み、決して監査や点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。

7. 助成行政についてであります。最初の4行は記載のとおりです。

複数の部署において各種助成を行っており、それぞれ、条例、要綱、規則に基づき、公正円滑に運用されています。引き続き、制度の目的に照らし、検証して必要な場合は見直しを行うなど、公正円滑な運用に努めていただきたいと思います。

8. 補助及び交付金の支出についてであります。各種団体の活動を支援奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことであります。

8ページです。

今回の監査において、実態や活動実績を的確に反映して補助金の見直しに取り組んでいる事例も多く見受けられました。これは評価できますが、一方で、一部の部署において所管団体等の実態把握が不十分であることも確認されました。については、各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、団体の実態、思い、悩みなど、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も、各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。

9. 基金についてであります。内子町では、現在、29の基金が設けられており、前年度の財務監査では、29すべての基金について各担当部署から根拠法令・条例・設置目的・活用の検討機関・活用の検討方針・今後の活用の検討状況等を整理してもらい、確認を行いました。本年度も特に大きな問題はなく、推移しております。

以下、4行は記載のとおりです。

引き続き、その規模や管理などについて、十分検討を行ったうえで、それぞれの基金の設定の目的に則して、適正な管理・運用に努めていただきたいと思います。

10. 公営企業会計についてですが、まず水道事業について、最初の6行は記載のとおりです。

7行目、料金回収率は92.10%で必要とされる100%を下回っており、現在、使用料金算定支援業務委託中であり、使用料金の適正化の検討を進めておられます。

9ページです。

今後も、内子町水道施設耐震化計画及び内子町水道ビジョン・経営戦略に基づいて計画的に各種事業を実施するなど各種課題解決に取り組み、安心して安全な水道水の安定供給にいつそう努めていただきたいと思います。

次に下水道事業についてであります。これまで、監査、検査、審査において指摘してきた料金水準の妥当性を示す経費回収率は、令和5年度において66.72%と必要とされる1

00%を大幅に下回っており、全国の類似団体や愛媛県内の団体と比較しても大幅に低調な状況です。

以下、4行は記載のとおりです。

令和5年9月議会で使用料金改定に係る条例改正が可決され、令和6年度以降、改善が見込まれていますが、今回の財務監査時点では、使用料金の増加率が見込み、約20%ですが、若干下回って16%前後ということになっております。下水道料金の値上げに伴い、節水意識が高まり、水道使用量が減少したことが主な理由ではないかと考えられています。

引き続き、各種課題のうち、下水道への接続率の向上について改善策に取り組むとともに、施設利用率が低調な浄化センターについては運転の効率化を考慮し、維持管理費の抑制にいつそう努めていただきたいと思います。

以下、記載のとおりです。

最後に、11. 内部統制についてであります。内部統制については、平成29年の地方自治法の改正により、内子町は制度の導入が努力義務付けされました。これを受けて、これまでの各種監査、検査、審査において早期の導入を指導してきたところ、令和5年4月から導入されました。

今般、令和5年度内子町内部統制評価報告書の提出があり、地方自治法第150条第5項及び内子町監査基準に基づき審査を行いました。その審査意見については、令和5年度内子町内部統制評価報告書の審査意見のとおり、評価手続き及び評価結果に係る記載は、おおむね相当と認めました。

10ページです。

なお、制度導入1年目であることから、評価リスクはこれまでの事務処理不適切事例や各種監査、検査、審査において指摘・指導してきた事項が中心となっています。内部統制を適切に整備・運用し、より効果的なものとなるよう、評価リスクについて必要な見直しを行うとともに、職員への制度のさらなる周知徹底や発生した不備への適切な対応、適時・適切なモニタリング等に取り組み、不適切事案の発生防止に努めていただきたいと思います。

むすび。後期においても引き続き、各種課題に的確な対応を行うとともに、内子町の良さと個性が生かされた内子町形成のため、いつそう努められることを望み、財務監査報告いたします。

○議長（久保美博君） ただ今の財務監査報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

以上で財務監査報告を終わります。

日程第 6 報告第10号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（久保美博君） 「日程第6 報告第10号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第10号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第10号 専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案書1の2ページをお開きください。

今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解した件につきましては、上水道止水栓の故障による宅内漏水の浸水被害に伴うものでございます。

3ページをお開きください。

事故の概要でございます。令和6年6月27日、木曜日、午前10時頃に発生した内子町内子1667番地の宅内給水用具破損による漏水において、町が維持管理する止水栓の故障により、カーペット等への浸水被害が拡大したものでございます。

本件について、令和6年10月9日に町と所有者との間で示談書を取り交わさせていただき、正式に和解が成立したため、同日付けで町長の専決処分を行ったものでございます。損害賠償の額は23万3,369円でございます。

今回の事故は、所有者が維持管理する宅内給水用具の漏水が原因でございましたが、町が維持管理する止水栓が老朽化による故障により止水させる事ができず、水道水が供給され続けられたため、被害が拡大したものでございます。

なお、止水栓の点検は水道メーター定期交換時に止水状況を確認しております。また、老朽化した止水栓の改修は、漏水修繕工事等に合わせたの実施や、止水不良の連絡を受けて実施しております。

今後とも、止水栓の改修を進めるとともに、よりいっそうの適正な管理を行い、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

以上、「報告第10号 専決処分の報告について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり処理することにいたします。

日程第 7 議認第15号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第7 議認第15号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提出理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第15号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、期日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。

その内容につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） それでは、「議認第15号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めること」につきましてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、期日に施行する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により町長が専決処分をしたものについて報告し、承認を求めるものでございます。

議案書1の6ページをお開きください。

「令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,723万円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億750万5,000円と定めるものでございます。

12ページをお開きください。

歳入でございます。

14款3項1目総務費県委託金、衆議院議員選挙費委託金として1,723万円を計上し

ております。

続いて、13ページをお開きください。歳出でございます。

2款4項7目衆議院議員選挙費として、投開票立会人等の報酬、職員人件費、入場券等の郵送料、ポスター掲示場設置撤去工事、国民審査用集計機購入など、合計1,723万円を計上しております。

なお、この補正予算は、10月15日公示、27日投開票の衆議員議員選挙にかかる経費で、10月4日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、「議認第15号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

「議認第15号」の採決を行います。本案を原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 8 議案第74号 内子町学校給食費条例の制定について

○議長（久保美博君） 「日程第8 議案第74号 内子町学校給食費条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第74号 内子町学校給食費条例の制定」につきましては、内子町学校給食費の公会計化に伴い、条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第74号 内子町学校給食費条例の制定

について」をご説明申し上げます。

議案につきましては、議案書1の19ページから21ページになります。

議案書1の19ページをご覧ください。

提案理由でございますが、内子町学校給食費の公会計化に伴い、内子町学校給食費条例を制定するものでございます。

現在、私会計であります給食費会計で取り扱っております学校給食費を町の一般会計予算に計上し、学校が行っております徴収業務を町が担い、公会計制度として、令和7年4月から運用を開始するものでございます。

町の予算で管理することで、給食費会計の安定的な運営と教職員の業務の負担軽減を図ることを目的としております。

議案書20ページをご覧ください。

条例について説明いたします。

まず、第1条では、町が実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定める旨、その趣旨を規定し、第2条では、本条例における用語を定義しております。第3条では、学校給食を実施する学校等を規定しております。第4条では、学校給食費の徴収について。第5条では、学校給食費の額について。第6条では、学校給食費の納付について定めており、それぞれ規則において学校給食費の額、納付方法は口座振替と規定いたしております。第7条では、学校給食費の減免規定について。第8条では、規則への委任について定めております。

また、附則において、この条例は令和7年4月1日から施行し、準備行為については、公布の日から施行するとしております。

以上、「議案第74号 内子町学校給食費条例の制定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第74号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第74号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 9 議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第9 議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、各種委員等の報酬額の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の22ページをお開きください。

本案は、非常勤特別職の報酬について、県内各市町の状況や各委員の出勤日数の実態などをふまえ見直しを行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正条例案は23ページに。また、新旧対照表を議案説明資料4の1ページから5ページに掲載してございます。

説明につきましては、新旧対照表にて行います。

議案説明資料の1ページをお開きください。

まず、全体といたしまして、これまで日額あるいは年額6,000円と定めておりました「各種委員」につきまして、県内各町の平均額が約6,800円であることから、そうした状況等を踏まえ7,000円に改めるものでございます。

次に、それ以外の非常勤特別職について一覧表の順にご説明申し上げます。

まず、最上段の監査委員につきましては、識見者、議会議員ともに、年間の執務日数及び業務量などを勘案いたしまして、それぞれ年額42万円及び24万5,000円に改めるものでございます。

次に、その2段下の選挙管理委員会でございます。委員長は日額7,000円で、出勤日数が定例会など約10回であることから7万円。委員につきましては日額7,000円で、出勤日数が約8回であることから5万6,000円に改正をいたします。

次に、同ページの下から6段目でございます。下から6段目の内子町立公民館運営審議会委員でございます。日額7,000円で出勤日数は約3日であることから、2万1,000円に改正をいたします。

次に、その下の社会教育委員でございます。同様に7,000円、出勤日数が3日であることから、2万1,000円と改正いたします。

次に、その2つ下のスポーツ推進委員でございます。日額7,000円、出勤日数は約5日であることから、3万5,000円に改正するものでございます。

次に、2ページをお開きください。

2ページ中段、やや上でございます。内子町立図書館協議会委員でございます。そちらも日額7,000円、出勤日数は約3日であることから、2万1,000円に改正するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページ、下から2段目の内子町文化財保護審議会委員でございます。日額7,000円で、出勤が約3日であることから、2万1,000円に改正するものでございます。

なお、附則におきまして、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上で、「議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） ただ今、特別職の費用、報酬の説明を受けたわけですが、基本、日額7,000円で、あと活動の日数が増えたというような説明を受けたわけですが、そのなかにおいて、教育委員さんの報酬については見直しをされていないようですが、教育委員さんは活動日数が変わらないというために変更なしなんですか。今、なかなか教育環境もいろんな課題も抱えて、教育委員さん活躍をいただいておりますが、そこらについて説明を求めたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 今、ご指摘にありました教育委員さんの報酬でございます。今回、見直しをするにあたりまして、県内市町の教育委員報酬の方をすべて調べさせていただきました。そのようななかで、市の平均より内子町教育委員会の委員報酬につきましては、平均より少し上回っている状況でございました。あと、活動日数につきましても変更がないということでございまして、据え置くことといたしております。

○議長（久保美博君） 他、ありますか。

ありませんので質疑を終結します。

お諮りします。「議案第75号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第75号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午前11時10分から再開いたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第10 議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第11 議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第12 議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第13 議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、「議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上4件につきましては、いずれも令和6年8月8日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正するもので、相互に関連がございますので一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 「議案第76号」から「議案第79号」までの4議案につきましては、いずれも令和6年8月8日付け人事院勧告に伴う条例の一部改正で関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

議案書1の24ページをお開きください。

「内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

改正の内容は、人事院勧告に準じ、一般職の特別給を年間0.1月分引上げ、合わせて給料表の改定を行うものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の特別給につきましても年間0.05月分の引上げを行います。

改正条例案は25ページから29ページに、また議案説明資料4の6ページから11ページに新旧対照表を掲載しております。

説明につきましては、議案説明資料にて行います。

説明資料の6ページをお願いいたします。

第1条では、条例第19条第2項において、一般職の期末手当の支給割合を「100分の122.5」を「100分の127.5」に0.05月分引き上げる改正内容でございます。

また、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の期末手当の支給割合を「100分の68.75」を「100分の71.25」に0.025月分引き上げる改正内容でございます。

次に、条例第20条第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の102.5」を「100分の107.5」に0.05月分引き上げる改正内容でございます。

また、第2号におきまして、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の勤勉手当の支給割合を「100分の48.75」を「100分の51.25」に0.025月分引き上げる改正内容でございます。

いずれも令和6年12月1日からの適用でございます。

次に、「別表第1（第3条関係）行政職給料表（一）」を、6ページ下段から10ページ中段にかけて掲載している内容で改正いたします。

適用は、令和6年4月1日からでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

中段の第2条でございます。条例第19条第2項におきまして、一般職の期末手当の支給割合を「100分の127.5」を「100分の125」に。また第3項において、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の期末手当の支給割合を「100分の71.25」を「100分の70」に改正するものです。

次に、条例第20条第2項第1号におきまして、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の107.5」を「100分の105」に。第2号におきましては、定年前再任用短時間

勤務職員（再任用職員）の勤勉手当の支給割合を「100分の51.25」を「100分の50」にそれぞれ改正するもので、令和7年4月1日からの適用となります。

結果的に、令和7年度以降の期末・勤勉手当を合わせて、改正前条例と比較しますと、一般職では6月期で0.05月分、12月期で0.05月分、1年で0.1月分。また、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）では6月期で0.025月分、12月期で0.025月分、1年で0.05月分を引き上げる改正となっております。

次に、「内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

議案書1の30ページをお開きください。

提案理由は先程と同様でございます。

改正条例案を31ページから35ページにかけて掲載しております。また、議案説明資料の12ページから15ページに新旧対照表を掲載しております。

説明は、議案説明資料にて行わせていただきます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の給与につきましては、別表第1に定める行政職給料表によるものとしており、この別表とは、先程、人事院勧告に基づく改正をご提案いたしました一般職員の給与を定める内子町職員の給与に関する条例第3条の別表第1「行政職給料表（一）」の1級、2級に準じております。

こうしたことから、会計年度任用職員の給料表につきましても、一般職員の給料表同様に改正を行うものでございます。

別表第1（第4条関係）行政職給料表を、12ページから15ページにかけて掲載している内容で改正をするものでございます。

適用は、令和6年4月1日からでございます。

次に、「議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

議案書の36ページをお開きください。

こちらも提案理由は同様でございます。

改正条例案は37ページに掲載をいたしております。また、説明資料の16ページに新旧対照表を掲載いたしております。

説明資料の16ページをお願いいたします。

特別職におきましては、年間の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる内容でございます。第1条では、条例第4条第2項に規定しております期末手当の支給割合を、「100分の170」から「100分の175」に改め、第2条で、同条同項で規定する期末手当の支給割合を「100分の175」から「100分の172.5」に改めるという内容でございます。

改正前の条例と比較いたしますと、令和6年度における期末手当については、12月の期末手当において0.05月分引き上げ、令和7年度以降の期末手当については、6月期で0.025月分、12月期で0.025月分、1年で0.05月分引き上げる改正となっております。

第1条関係につきましては、令和6年12月1日から適用し、第2条については令和7年4月1日に施行するものでございます。

最後に、「内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いいたします。

提案理由は同様でございます。

改正条例案は39ページに掲載をさせていただいております。また、議案説明資料の17ページに新旧対照表を掲載しております。

議案説明資料の17ページをお願いいたします。

第1条では、条例第5条第2項で規定しております期末手当の支給割合を、「100分の170」から「100分の175」に改め、第2条で、同条同項で規定する期末手当の支給割合を、「100分の175」から「100分の172.5」に改めるという内容でございます。

改正する内容につきましては、「議案第78号」と同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

以上、「議案第76号」から「議案第79号」までの4議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第76号」から「議案第79号」までの4議案は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第76号」から「議案第79号」までの4議案は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14 議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第 15 議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
日程第 16 議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第14 議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正す

る条例について」、「日程第15 議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」、「日程第16 議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について」以上、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について」、「議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」、「議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について」、以上3議案につきましては、機構改革に伴い条例の一部を改正するもので関連がございますので、一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1の40ページをお開きください。

「議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について」。

次に、42ページをお願いいたします。

「議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」。

そして、44ページをお願いいたします。

「議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について」。

以上、議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

各議案は、来年4月1日付けで予定しております機構改革に伴う条例の一部改正で、各改正条例案は、議案の41ページ、43ページ、45ページに掲載しております。また、資料及び新旧対照表を、議案説明資料の18ページから22ページに掲載いたしてございます。

ご説明は議案説明資料にて行います。

説明資料の18ページをお願いいたします。

近年の行政需要の変化に伴い、各課が所管いたします事務事業の関係や連携のあり方に見直しが必要となっております。こうしたことから、令和7年4月1日より、行政の更なる効率化を図ることを目的に総務課政策調整班を廃止し、新たに「企画情報課」を設置したいと考えております。

それに伴う主な事務事業の所管変更につきましては、中段の表に表しているとおりでございますけれども、まず、①といたしまして、現在、建設デザイン課が所管しております「入札・契約事務」を総務課へ移管いたします。

次に、②として、現在、総務課政策調整班が所管をしております「財政係」を総務課へ移管いたします。

そして、③に、総務課危機管理班が所管しております「行政情報化及び地域情報化、また電子計算機システムに関する事務」、つまりデジタル推進係を企画情報課へ移管するものでございます。

それぞれの理由につきましては、まず①については、全国的に不祥事の絶えない入札に関する汚職事件などを受け、入札・契約部門と公共事業設計部門を切り離し、より高い公平性と透明性を確保しようとするものでございます。

②につきましては、財政・財産管理・入札契約事務を総務課で一体的に所管することにより、事務の効率化と正確性を確保するための改編でございます。

③につきましては、電算システムの管理に加え、近年は行政の情報化やDX推進業務など、危機管理部門にそぐわず広報・公聴や総合政策事務との連携が重要となってきたデジタル推進係の事務を企画情報課とすることで更なる事業効果を高めようとするものでございます。

今回の組織改革により、新たな部署の大まかな正職員の人数は、総務課が20名から21名、危機管理班は危機管理監を含め5名程度、企画情報課は8名から9名程度と見込んでおります。

次に、19ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

はじめに「内子町行政組織条例」の一部改正でございます。課及び室の設置について定めた第1条中、総務課の次に新設する「企画情報課」を加えます。

また、分掌事務を定めた第2条中、総務課の分掌事務の中、「第5号 防災に関すること」を「消防及び防災・減災に関すること」に改め、「第8号 広聴及び広報に関すること。」、「第10号 町行政施策の総合計画及び調整に関すること。」、「第11号 行政改革に関すること。」、「第13号 広域行政に関すること。」、「第17号 行政情報化及び地域情報化に関すること。」、「第18号 電子計算機システムに関すること。」、これらを削り、次に20ページをお願いいたします。

総務課の次に、「企画情報課」を加え、削除しました各号を企画情報課の第1号から第6号といたします。これに伴い、総務課の号ずれを調整し、第14号に「入札及び契約に関すること」を加えます。

また、企画情報課中、第7号に「移住・定住に関すること。」第8号に「ふるさと納税に関すること。」を加えます。

次に、21ページをお願いいたします。

「内子町総合計画審議会条例」の一部改正でございます。

審議会の庶務について定めた第8条中「総務課」を「企画情報課」に改めます。

次に、22ページをお願いいたします。

「内子町行政改革推進委員会条例」の一部改正でございます。委員会の庶務について定めた第6条中「総務課」を「企画情報課」に改めるものでございます。

なお、各条例とも、令和7年4月1日から施行いたします。

以上で、「議案第80号」、「議案第81号」、「議案第82号」以上、3議案についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第80号」から「議案第82号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第80号」から「議案第82号」までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 17 議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第17 議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の定数を部局間において調整することにより、町全体の定数配分を適正化し、町民サービスの向上に必要な体制の整備を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の46ページをお開きください。

本案は、職員の定数を部局間において調整することにより、町全体の定数配分を適正化し、町民サービスの向上に必要な体制の整備を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

47ページに改正条例案を、また議案説明資料の23ページから24ページに資料と新旧対照表を掲載いたしております。

説明は、議案説明資料にて行います。

23ページをお願いいたします。

資料の左側は、平成31年度から今年度まで6年間の職員数の変化でございます。右側は、各部署の増減の内容でございます。

まず、教育委員会事務部局の正職員及び再任用職員でございますが、幼稚園については、こども園への移行に伴い、平成31年度末で五十崎幼稚園が閉園、また、令和4年度末での立川幼稚園の閉園、さらにここ数年の園児数の減少等により、5年間で14名から5名に、9名職員数が減少しております。

教育委員会全体といたしましては、49名から44名と5名の減少でございます。

次に、町長事務部局についてでございますけれども、まず総務課につきましては、行政サービスのデジタル化や情報システムの標準化、また、移住・定住やふるさと納税の促進、地域公共交通対策やメンタルヘルス対応などにより、24名から29名に5名増加しております。

また、保健福祉課や保健センターは、こども支援課の創設により減少があった一方で、介護支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士など専門職員の配置や新型コロナを契機としました感染症対策、高齢者一体的事業の導入などにより全体で2名増加しております。

子育て関係では、まず、こども支援課を令和2年度に設置しており、発達自立支援センター3名を含め、現在、職員数は9名でございます。

また、児童館・子育て支援センターにつきましては、必要人員のうち半数以上を会計年度任用職員により対応しておりましたが、徐々に正職員化を図っていることから3名増員しております。

さらに、保育園は令和2年度に五十崎こども園を開設したことなどから、4名増となっております。

また、町並・地域振興課では、令和2年度商工観光班を設置したことや、内子座の保存修理、森家の保存活用等に伴い4名増となっております。

こうしたことから、町長事務部局全体では、5年間で163名から190名へと27名増加している状況でございます。

また、今後は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害への対応やゼロカーボンシティ実現のに向けた取り組みなど、さらなる行政需要の拡大とそれに伴う職員増が見込まれます。

次に、24ページをお願いいたします。

こうしたことから、条例上の職員定数を見直す必要があり、教育委員会の事務部局の職員定数は条例上65人に対し現状が44人、今後も幼稚園児の減少などに伴う幼稚園教諭の減少の可能性もあることなどから、条例定数を15人減の50人に改正いたします。

一方、町長事務部局の職員定数は条例上194人に対し、現状が190名であることから、町長の事務部局の職員を15人増員の209名といたします。

なお、条例上の職員総数については変更いたしません。

以上で、「議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第83号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第83号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 18 議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第18 議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、機能別消防団員制度の導入に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の48ページをお開きください。

本案は、機能別消防団員制度の導入に伴い条例の一部改正を行うものでございます。

49ページ、50ページに改正条例案を、また議案説明資料の25ページから27ページに資料と新旧対照表を掲載してございます。

説明は、議案説明資料にて申し上げます。

25ページをお願いいたします。

はじめに、機能別消防団員についてご説明いたします。現在、内子町消防団の団員数は、令和5年度報酬支払実績人数で736名、充足率86.6%となっており、年々減少しております。

こうした現状に伴う地域の防災力の低下を防ぎ、有事の際に迅速な対応を行うため、機能別消防団員の導入について、令和5年度当初より、消防団幹部会を中心に検討を重ねてまいりました。

その結果、すでに導入しております近隣の状況等も参考に、内子町における機能別消防団員の活動については、火災や風水害の対応といった緊急時の対応を中心とし、要件や処遇につきましては、消防団OBを中心とする100名規模の団員とし、階級は団員、年額報酬を1万2,500円とすること。また、出動報酬や公務災害補償はあり、退職金については支給の対象外とすること。また、活動服や編み上げ靴など、必要装備品を支給することなどとしており、来年度から導入したいと考えております。

次に、26ページをお願いいたします。

こうしたことから、条例改正を行うため、まず消防団員の定員について定めた第2条中、第1項において、定数を条例名等に合わせました定員に改正いたします。

また、第2項から第4項を追加し、第2項では、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金算定のための定員を団員の定員とすること。

第3項では、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金算定のための定員を団員の定員から機能別消防団員の数を差し引いた数とすること。

また、第4項では機能別消防団員の人数を100人とすることを定めております。

次に、第2条の次に、1条を加え第3条といたします。機能別消防団員導入に伴い、消防団員の種類を基本消防団員及び機能別消防団員とすることなどを定めます。

これに伴い、第3条以下を1条ずつ繰り下げます。

次に、新たな第4条を法令に基づき任命に改め、団長と基本消防団員について、第1項で消防団長、第2項で基本消防団員について分けて規定するとともに、第3項では機能別消防団員の任命について定めております。

次に、27ページをお願いいたします。

報酬について定めた第13条第2項中、団員の後に「機能別消防団員を除く。」を加え、新たに機能別消防団員を加え、年額1万2,500円といたします。

また、退職報償金について定めた第16条中、機能別消防団員には退職金を支給しないこ

とから、団員の後に「機能別消防団員を除く。」を加えます。

本条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、「議案第84号、内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第84号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第84号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 19 議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第19 議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定」につきまして、去る11月19日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

議案書1の51ページをお願いいたします。

まず、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称が「内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）」で、所在地は「内子町石畳4620番地」でございます。

2つ目に、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございます。

名称が「株式会社 石畳つなぐプロジェクト」で所在地は「内子町石畳2910番地」でございます。

3つ目に、指定の期間でございますが、「令和7年2月10日から令和12年2月9日までの5年間」でございます。

本施設は、内子町における移住促進事業の一環として、移住希望者が一定期間内子町に居住し、移住体験を通じた地域との交流を行うことで、定住につなげ、地域の活性化を図ることを目的に設置しているものでございます。

株式会社石畳つなぐプロジェクトは、石畳地域を中心といたします20名により構成されており、これまでも本施設の指定管理者として管理運営業務を担っていただいております。また、内子町農村体験宿泊施設「石畳の宿」の指定管理者でもあり、交流人口の拡大や移住者受け入れなどに多くのノウハウや実績があることなどから、11月19日に開催されました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審議により、指定管理者として適任であるとの報告を受けたことから、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案説明資料4の28ページに位置図を掲載させていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、「議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第85号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第85号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 20 議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

日程第 21 議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 22 議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 23 議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 24 議案第90号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算

(第2号) について

日程第 25 議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算(第1号) について

日程第 26 議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算(第1号) について

○議長(久保美博君) 「日程第20 議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算(第5号) について」、「日程第21 議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について」、「日程第22 議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について」、「日程第23 議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号) について」、「日程第24 議案第90号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算(第2号) について」、「日程第25 議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算(第1号) について」、「日程第26 議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算(第1号) について」以上、7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(小野植正久君) 議長。

○議長(久保美博君) 小野植町長。

[小野植正久町長登壇]

○町長(小野植正久君) それでは、「議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算(第5号) について」、「議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について」、「議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について」、「議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号) について」、「議案第90号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算(第2号) について」、「議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算(第1号) について」、「議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算(第1号) について」、以上7件について一括してご説明申し上げます。

その概要を議案説明資料4で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

29ページをお開きください。

まず、「議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算(第5号) について」ご説明いたします。

「令和6年度内子町一般会計補正予算(第5号)」は、歳入歳出それぞれ4億1,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億2,580万円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して4億2,792万1,000円、率にして3.6%の増となっております。

表中右側に「一般会計補正予算(第5号)」の財源を示しておりますが、国県支出金2,584万2,000円、地方債1億8,160万円、その他特定財源2,248万3,000

0円、一般財源1億8,837万円の増額となっております。

今回の補正は、令和6年人事院勧告に基づき初任給・若年層に重点をおいた俸給月額及びボーナス引き上げ等にかかる人件費の増額、そして、まちづくりの柱である魅力ある風景や生活の基盤整備、観光振興、農林業の活性化、災害対策、これらを主要施策として予算化しております。

30ページをお開きください。

魅力ある風景や生活の基盤整備としまして、平岡児童公園浄化槽改修工事1,774万3,000円を計上しております。内子町公園施設長寿命化計画に位置付けられている平岡児童公園の日常的な管理・点検を行っている際に浄化槽の異常が確認されましたので、早急に復旧工事を行い、多くの子どもが元気よく遊べる場に戻します。財源は、公園整備事業債1,590万円、一般財源184万3,000円としております。

同ページ、中段です。

観光振興としまして、内子町観光振興計画の印刷製本費129万8,000円を計上しております。国では観光立国推進基本計画を定め、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードに、従前以上に質の向上を重視した観光への転換を目指しています。当町も町内に点在する「町並み」「村並み」「山並み」を最大限に活かし、内子町民が誇りと愛着を持ち活力に満ちた内子町づくりを促進していける計画を定めます。財源は、一般財源129万8,000円としております。

同ページ、下段です。

農林業の活性化としまして、森林整備担い手確保育成対策事業費補助518万6,000円を計上しております。林業従事者の「労働安全衛生の充実」、「技術及び技能の向上」、「福利厚生 of 充実」を図ることにより、資質の高い森林整備の担い手を確保育成していきま。財源は、森林整備担い手確保育成対策事業費補助金259万2,000円、一般財源259万4,000円としております。

同ページ、右側です。災害対策としまして、防災対策の促進を図るため、地元から対策工事の要望がありました箇所土留工事費4,000万円を計上しております。財源は、がけ崩れ防災事業費分担金400万円、がけ崩れ防災事業費補助金2,400万円、がけ崩れ防災事業債1,200万円としております。

同ページ、中段です。

令和6年8月末に発生しました豪雨により、土砂崩落などにより被害が発生しております。地元のみなさまの生命と財産を守るため、復旧に全力で取り組んでまいります。その災害復旧にかかる委託費用150万円、復旧工事費300万円を計上しております。財源は、一般財源450万円としております。

特別会計及び企業会計も議案説明資料4で説明いたします。

31ページをお開きください。

はじめに、「議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2

号)」につきましてご説明いたします。

「令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ1,246万7,000円を追加し、19億7,576万5,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して1億4,792万4,000円、率にして7.0%の減となっております。

今回の歳入補正の主なものは、令和5年度実質収支額の確定による繰越金1,105万7,000円。

歳出補正の主なものは、人事院勧告に基づき人件費の増額、一般被保険者療養費300万円、歳入歳出の調整として、予備費1,105万2,000円を計上しております。

32ページをお開きください。

次に「議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

「令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ2,712万7,000円を減額し、29億1,576万4,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して2,437万4,000円、率にして0.8%の増となっております。

今回の歳入補正の主なものは、介護給付費の減による介護給付費交付金1,047万6,000円の減額、歳出補正の主なものは、人事院勧告に基づき人件費の増額、介護給付費調整で居宅介護サービス給付費9,000万円の減額、施設介護サービス給付費2,300万円を増額計上しております。

33ページをお開きください。

次に「議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

「令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ13万円を追加し、1,355万8,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して、40万4,000円、率にして2.9%の減となっております。

今回の補正は、人事院勧告に基づき人件費の増額、13万円を計上しております。

34ページをお開きください。

次に「議案第90号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正（第2号）」につきましてご説明いたします。

「令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ45万5,000円を追加し、4,470万5,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して274万円、率にして6.5%の増となっております。

今回の補正は、人事院勧告に基づき人件費の増額、45万5,000円を計上しております。

35ページをお開きください。

次に「議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

「令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）」の収益的支出の補正につきましては、人事院勧告に基づき人件費194万4,000円を増額し、収益的支出を4億2,516万2,000円としております。資本的収入及び支出の補正につきましては、有価証券及び定期預金満期収入より、資本的収入を3億円の増額を行い、6億4,023万7,000円としております。立川第2鈴木配水池移設工事1億1,000万円、有価証券及び定期預金3億200万円の増額を行い、資本的支出を8億3,661万5,000円としております。

36ページをお開きください。

最後に、「議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

「令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」の収益的収入及び支出の補正は、維持管理費減、人事院勧告、入札減少等により1,154万9,000円減額し、収益的収入、支出それぞれ、2億9,180万6,000円としております。資本的収入及び支出の補正につきましては、他会計補助金748万4,000円を増額。一方、内示額の減少等により企業債を100万円減額し、資本的収入を9,894万2,000円、管渠整備工事費624万円の増額等を行い、資本的支出を1億4,806万3,000円としております。

以上、「議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」から「議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」までの7件についてご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第86号」から「議案第92号」までの7議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第86号」から「議案第92号」までの7議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月13日の本会議でお願いいたします。

明日は午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 12時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年12月第142回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和6年12月3日（火）
○開会年月日 令和6年12月4日（水）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（12名）

2番	塩 川 まゆみ 君	3番	関 根 律 之 君
4番	向 井 一 富 君	5番	久 保 美 博 君
6番	森 永 和 夫 君	7番	菊 地 幸 雄 君
8番	泉 浩 壽 君	9番	大 木 雄 君
10番	山 本 徹 君	12番	下 野 安 彦 君
13番	林 博 君	14番	山 崎 正 史 君

○欠 席 議 員（2名）

1番	城 戸 司 君	15番	寺 岡 保 君
----	---------	-----	---------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	前 野 良 二 君	書 記	本 田 紳太郎 君
---------	-----------	-----	-----------

○議事日程（第12号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員12名であります。

欠席届が城戸司議員、寺岡保議員から提出されております。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、関根律之議員、4番、向井一富議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております「議事日程（第12号）」のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」に入ります。

質問通告者は5名ですが、通告順位5番目の城戸司議員より本日欠席届が提出されたため、会議規則第61条第4項の規定により、城戸司議員の一般質問は行いません。

一般質問は一問一答といたします。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示盤でご確認ください。

要点を簡潔に、要領よく取りまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

それでは、受け付け順に質問を許します。

最初に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 12番、下野です。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。それでは12月議会にあたり、一般質問をさせていただきます。

やっと寒くなりましたが、これが本来の、今までの安心できる環境、自然ではなかろうかと思います。今年で19年。来年の正月を過ぎますと、合併をして早くも20年が経過します。今日はその20年という節目にあたりましていろいろと質問したいと思いますので、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

それでは入ります。

来年、2025年は3町が合併をして20年を迎えることになりましたが、記念事業や式典等は、何か考えておられるか質問します。

まちづくりとは「地域住民の生活環境を改善し、持続的かつ魅力的な地域・コミュニティを創造するための活動」のことを示すということで、そのまちづくりに欠かせないのが、まちづくりキャッチフレーズだと思います。

「キラリと光るエコロジータウン内子」、「住んでよし、訪ねてよし、美し内子」。「内子町は小田川をはじめとする豊かな自然の中で、町内各地の特色ある地域文化を大切にしながら、小規模であっても、生き生きと輝くまちをめざしています。この姿勢と町の将来像を集約して、このキャッチフレーズを掲げています。」と2021年8月19日更新の町のホームページにもあります。

第3期総合計画において、「内子町のらしさであり、誇りである町並み、村並み、山並みが美しく、持続的に発展するまちを目指す将来像として掲げ、まちづくりを進めていきます。」ということですが、「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」が、町のキャッチフレーズということでしょうか。それとも、新内子町になったときの「キラリと光るエコロジータウン内子 住んでよし、訪ねてよし、美し内子」の後に「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」とついています。どれが本当のキャッチフレーズなのか、はっきり分かりません。

20周年を記念して募集等で新たな町のキャッチフレーズや、まちづくりのキャッチフレーズ、また、まちづくりのロゴデザイン等の政策の考えはと思うが、いかがでしょうか。そして、募集してできた内子の新キャッチフレーズやロゴデザインをバスや運送会社の車両にラッピングして、町内外に内子町の魅力を発信して集客効果を上げるという考えはどうか、まず質問をいたします。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員のご質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君）　ただ今の下野議員のご質問にお答えをいたします。

下野議員のおっしゃるとおり、平成17年1月1日に3町が合併して、間もなく20年を迎えます。現在、合併20周年を迎えることに加え、まちづくりの総合指針となる第3期内子町総合計画を策定しており、令和7年度から新たな総合計画に基づいたまちづくりを推進いたしますので、これを契機として、「合併20周年記念シンポジウム～歴史にのぞみ、未来をひらく～」の開催に向け準備を進めているところであります。

過日募集した内子町に住んでよかったエピソードをもとに、内子町で暮らす日常のエピソードが、実は内子町の魅力であったり、価値であったりすることに気づき、ひいてはそれがまちづくりの根底にあるものであり、そのことが第3期内子町総合計画基本構想の行動理念、「歴史にのぞみ、未来をひらく」ことに繋がると認識できるようなシンポジウムにしたいと考えております。

また、第3期内子町総合計画基本構想の中で、内子町の目指す将来像を「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」とし、行動理念を「歴史にのぞみ、未来をひらく」として掲げ、令和7年度からまちづくりを推進しています。これら将来像や行動理念が、今後のまちづくりのキャッチフレーズであると考えております。

こうしたことから、ご質問にあるような合併20周年を記念した新たなキャッチフレーズやロゴデザイン等を作る予定はございません。

また、それらをバスや運送会社の車両等へのラッピングも行う予定もございませんが、今後とも、将来像や行動理念をまちづくりの施策や事業を行う際の基本として、また総合計画のもと策定される各種計画の基本的な考え方、方向性として町民の皆様に浸透していくよう努めてまいりたいというふうに思っております。

さて、先程、それぞれのキャッチフレーズ等についてご質問がございました。内子町が目指すですね、将来の姿ですね。これが「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」ということでございます。この言葉の集約にはですね、本当にそれぞれ町並み保存から内子町はスタートいたしましたけれども、その考えを周辺部に移し、また山並み保存ということですね、これを達成するにはですね、本当にそのそれぞれの町並みだったり、村並みであったり、山並みがですね、元気で、そこに人々の暮らしがないとですね、美しいという、そういう状態はなかなか達成することができません。そういう意味でですね、この「町並み、村並み、山並み」というのはですね、やっぱり町が元気であると、元気にするということが集約されているということだろうというように思っております。それが将来の姿ということでございます。

またアピールするキャッチフレーズとしてはですね、先程言われましたけれども、「キラリと光るエコロジータウン内子」であったり、あるいは「住んでよし、訪ねてよし、美し内子」ということで、キャッチフレーズとしてですね、使わせていただいているということでございます。

それから先程、ラッピングのことについてちょっとお話をさせていただきましたが、これについてはですね、観光振興ですね、という観点からはですね、ラッピングについて検討を行ってみたいというふうに思っております。

以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） ただ今のことについて再質問したいと思います。

町長の答弁、考えはありませんということが最初に言われたので、何も対応されないのかなと思いましたが、まちづくりの観光についてはそういうことも考えていきたいということですので、よろしくお願いします。

ただ、「持続する、継続する山並み、町並み」というのは私もいいと思うんですけども、いろんな基本計画書とか、いろんなところにそういったのがバラバラに出てきて、どれが本当の町のキャッチフレーズかというところちょっと分かりにくいというのが、私も。だから、本音、本心は、本当の筋はどれなのかというのが。言うたら町長の考えがぶれているような感じしますよね。だから、どれか1個のものをある程度、こう集約されて、どれにもそれが使われているのが私はいいいんじゃないかというふうに思っておりますので、それを統一してほしいという考えがひとつあります。

それとですね、今、言われていましたように、シンポジウムをされて、今後されるんですけども。イメージ的に私も。あの頃、稲本町長のときにゆるキャラが流行りましたよね。あのときにも、「ゆるキャラに対してどういう考えをされていますか。」「どの自治体もされているから。」ということを行いましたけれども、当時の町長は「町で作る考えはないけども、民間団体や、そういった会社がやる場合は町としても応援する考えはある。」ということで、からりの「からりちゃん」というのが登場しました。私も着ぐるみまで作って、そこまでするという、今はそういうことを言っているんじゃないんですけども、やはり町のですね、イメージのキャラクターというのは何かあってもいいんじゃないかと。その着ぐるみまでなくてもいいですけども。そういうのがやっぱり町民に、これから町を担う子どもたちとか、いろんな若い人たちに特に募集して、町のイメージの中で、何でもあるじゃないですか。町の木もあったり、町の花もあったりするけども。そういった意味で、また町長、その考えは。キャラクターについて検討する考えはないか、再質問します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。キャラクター、内子町にもあってもいいのではないかと。うご質問でございますけれども。現時点ではですね、キャラクターについてはですね。内子町、私はですね、考えていないということでご理解いただきたいと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。再質問の内容を伝えていないので、そういうことかなと思うんですけども。親しみのわく内子という、やっぱり山並み、町並みの持続していくまちというやつのイメージのキャラクターを作ってもいいかなと思います。また今後検討していただけたらと思います。

続いての質問に入ります。

合併をして20年を迎えようとしています。税金を納めているのだから、ごみの収集や道路の維持管理、草刈ですね。行政がやるのが当たり前。自治会に加入しなくても、マイカーとコンビニとSNSがあれば何も困らないと言われている人が増えているのが現実です。役員のなり手不足、それから人口減少、地域の状況、住民の考えが大きく変わってきたなかで、自治会制度や条例の見直し、規則についての見直しが必要な時期にきているのではないかとということで質問をします。

内子町の自治会制度は、『「自分たちの地域は自分たちの手で」がスローガンであったが、人口減少と高齢化、さらにコロナの影響もあり、合併した頃のような活動が成り立たなくなってきたのではないかと危惧するものである。』『「住民自らの創意工夫により主体的に取り組む地域づくりが理想だが、人材が豊富で自治会活動が活発にできている地域とそうでない地域では温度差があり、長い目で見ると、結果的には住民サービスに違いが出てくるということになるのではないか。』『「人口減少と高齢化、また住民の生活や考え方が多様化している時代になり、これまでの旧態依然とした自治会制度では地域のコミュニティが存続できず、格差が生じるのではないかと思う。』『「人口減少と高齢化の中、自治会制度やコミュニティのあり方を再度議論すべき時代が来ていると思うが、地域住民の自治力を推進する自治会制度の今後は町長はどう考えているか。』ということで、これは本年の3月議会で人口減少と高齢化になる自治会制度について私が一般質問した内容でございます。

今回は合併をして20年を迎えるなか、人口減少や地域の状況や住民の考え方が大きく変わってきたが、区や自治会制度条例や規則の見直しについて質問します。

合併前の旧の五十崎では、自治区には区と同じだけの分館がありました。そのなかでも、御祓地区には支館がありました。4年に1度開催される、五十崎町全体で開催される大町民運動会のときに、数区ある分館が11組に分類されて協議をしていました。その11組の組織が現在の五十崎での自治会組織となっています。元々、4年に1度開催される公民館活動だった組織が現在の自治会組織となり、そのなかには行政に関わる区があるという状況です。社会教育法では、「公民館は市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と謳われています。また、「公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。」となっており、「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」ということです。

内子町の公民館条例では、支館及び分館を設置すると謳われ、内子東自治センターの中に

立川自治会館が支館とされていますが、合併をして20年を迎えようとしているなか、支館扱いとしている理由はなぜか。支館の自治会館と他の自治会館との違い。支館にはどのようなメリットがあるのか。支館制度の基準は面積や戸数割によるものか。質問をします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） それでは、下野議員の立川支館についてのご質問にお答えいたします。

3町合併以前、旧内子町時代において、昭和49年に中央公民館、大瀬公民館、そして立川支館が設置されております。昭和56年には、内子、内子東、大瀬公民館の3館体制が確立されましたが、立川支館は内子東公民館の支館として継続して設置することになりました。その理由といたしましては、それまでの公民館活動が円滑に進められてきたことなどが挙げられ、その体制は自治センター、自治会と名称を変え、3町合併した今でもこれを継承しております。

支館では、条例に基づきまして社会教育指導員を配置し、内子東自治センター職員と協力しながら社会教育活動を行っております。支館は、他の自治会館と違い、毎週、月、水、金の昼間開館しており、地域住民の拠り所、憩いの場になっております。また、必要に応じて、休日の活動も行っております。支館にはホールや和室等のほか、談話室では健康器具が備えられており、これは地域住民の健康づくりの一翼を担っております。

また、社会教育指導員は、内子東自治センターと連携して、「立川通学合宿」を企画・運営するほか、学校と地域が連携して行うコミュニティスクール事業では、必要に応じて、地域住民から寄贈された車両で子どもたちの送迎などを行い、事業の下支えを行っております。

また、立川地区の一大イベントである立川地区文化産業祭を中心的に担い、地域の文化、産業振興に尽力をしていただいております。

支館制度の基準についてでございますが、支館設置時は人口規模等を参考にされたと推察いたしますが、現在はございません。また、新設の計画もございません。これらの見直しにつきましては、各自治会において、14年度に策定された地域づくり計画、10年計画がスタートして間もないことや、この支館制度のみでなく、先程、下野議員が言われましたけれども、内子町全体の人口減少問題の課題などと併せて検討する必要があるのではないかと考えております。

さらに、制度の見直しには、地域住民の理解も必要です。それらを総合的に判断しながら、地域にとって何が最適か慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 丁寧な説明ありがとうございました。

再質問としてですね。月、水、金が普通のところと違って開館されているってことなんですけども、この公民館条例によりますと、「支館には自治会長及び社会教育指導員を置く。」それから「分館には自治会長及び事務局長を置く」となっています。第5条に「館長及び分館長は非常勤とすることができる。」となっているんですけども、この館長というのは自治センター長のことなのか。そして、分館等職員となっているんですけど、これは第5条の館長というのはどういう立場の方をいうか、お尋ねします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 下野議員のご質問にお答えしたいと思います。課長とは自治センターの館長を指すものです。

○12番（下野安彦君） え？

○自治・学習課長（福見光生君） 自治センターの館長。自治センター。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 自治センターの。これは例えば、五十崎自治センター、東自治センター、そういうところのすべて自治センター館長ということで。となると、その館長及び分館等職員は非常勤とすることができるというのは、言うたら非常勤の人でも自治センター長になるということによろしいのでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。議員ご指摘のとおりでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。分かりました。

それと、先程の支館には「自治会長及び社会教育指導員を置く」となっているんですけども、社会教育指導員を、ということは立川自治会にも置いているということによろしいのでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。議員ご指摘のとおりでございます。

○議長（久保美博君） 皆さんにお伝えします。

手を挙げて発言されるときに、必ずマイクのランプがついてから発言するようにしてください。ちょっと操作にタイムラグがあるんで、すぐ反応なかなかできません。その点理解して、ゆっくり落ち着いて発言してもらったと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 社会教育指導員というのは置いているということで、その社会指導員という立場の方は、明確なことがあまり。いろいろと見ますと、いろんな自治体とか、いろいろ書いてありますけど、一般的なのは健康で活動的であること。年齢がおおむね65歳であるとか、教育または学校教育に関する経験を有し、社会教育に関する識見として指導技術を身につけてもらうとか。住民から信頼されるものであるとかとなっているんですけども。「その要件を多くを満たすのは、退職校長などの教職経験者である。」というふうに書いてはあるんですけど、内子町社会教育指導員という要件は、何かどのようになっているのか、お尋ねします。

また、そういう方は、地元でそういう方を推薦して教育委員会が認めているのか。それとも、教育委員会の自治・学習課がそういう方をそちらに設置しているのかをお尋ねします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。社会教育指導員についてでございます。

内子町におきましては、内子町社会教育指導員設置規則というのを定めておりまして、その第3条に「社会教育指導員は社会教育特定分野直接指導、学習相談及び社会教育関係団体の育成にあたる。」というふうにさせていただきまして、第2項には「社会教育指導員は教育一般に関する識見と社会教育の指導技術を身につけている者でなければならない。」というふうにさせていただいております。

現在、社会教育指導員は内子町には2名いらっしゃいます。1名につきましては、今、ご指摘の立川支館に1名を置いてございます。こちらの方につきましては、立川地域の社会教育の発展に寄与していただくということで、地域の有識者、地域をよく理解された方、とりわけ地域では事務局長という立場が選任されるというふうに思いますけれども、その方をお願いをさせていただいているというようなことでございます。地域のことがよく理解をされていて、精通をされているというようなことでございます。

もう1名に関しましては、自治・学習課に勤務されておりまして、歴史編纂、歴史の整理等にあたっていただいております。

以上、社会教育指導員2名についてご説明をさせていただきました。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。その方の指名、推薦とか、地元の推薦、各教育委員会からの任命なのかということをお尋ねします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。こちらの方は教育委員会、自治・学習課の方がご依頼をして受けていただいているということでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。私、役員のなり手不足という、やはり、この前から言っております。この問題なんですけど、これはどこの自治会も同じだと思うんですけど、立川自治会館が支館ということで、先程言いました社会教育指導員さんが、事務局が担うというか、そういう形みたいで、週に3日の勤務があるということだったと思うんですけど。これが逆にですね、役員になるための要件として、逆にを見つけるのに大変なんではないかというのが私、感じます。というのは、20年前はですね、合併する20年前は定年制というのが。60年で基本が定年だったと思います。ですが、現在は再雇用で65歳まで働くのが当たり前の時代になり、今では年金ももらえないということもあり、65歳が当たり前。また、70歳まで働くことを推奨する時代になってまいりました。そんななか、週3日だけの勤務体制というのが逆に役員の、働きたいのに、ずっと雇用継続したいのに、こういう3日という勤務体制というのが逆に要因になっているのではないかと思うんですけども。例えば、五十崎も昔、御祓支館というのがありましたが、合併と同時になくなりました。ただ、今でもですね、御祓自治会は、五十崎自治センターからの手厚い支援や、また地域おこし協力隊が入っていただいて、小学校の跡地を利用したコミュニティスペースの「みそぎの里」や滝行など、いろんな活発な活動をされております。地域おこし協力隊や自治センターの支援を受けることで自治会の役員さんの負担も軽くなって、役員を引き受けていただくという率が高くなるのではないかと思うんですけども。前回の一般質問でも言ったように、区や自治会の役員の後継者や担い手が見つからなかった問題ですけども、多くの仕事が、行政がやっていた仕事が自治会制度により、自治会長や事務局長さんが役員の方の仕事が増えた。そういう増えるということが要因となって役員のなり手不足に繋がっているのではないかというふうに私は思っております。ですので、20年を迎えて、この人口減少や少子高齢化、またコロナ感染、それから若者の価値観の違いですね。これらの原因で、自治会や区からの。まあ、区からの退会者が増えたら自治会から退会をするということなので、その悪循環が今、起きてきているのではないかというふうに思っています。

自治会は区の住民が集まり始めて自治会制度ができます。マイカーと、先程言いましたコンビニとSNSがあれば何も問題はないと、そういう時代がきていると思うんですけども、役員のなり手不足は立川支館だけではなく、どの自治会でもございます。もっと自治会や区への支援体制が必要な時期がきていると思うんですけども、第3期総合計画、考えていかれるなかで、やはりこれからは自治会制度や公民館制度についても一度、必要ではないかと思うんですけども、考え直すのが。町長、どのように考えておられますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。最初の答弁でも申し上げましたようにですね、やっぱり人口が減っていると。これはもう事実でございましてですね。やっぱりそういったことを加味

しながらですね、やっぱり20年経ってですね、大変な状況になっているのは十分、理解をしておりますので、そういったことも含めてですね、やっぱりこの支館についてもですね、考えていく必要があるなと思います。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。続いての質問に入ります。

続いての質問も、内子、五十崎が合併をして1年が経過した平成18年6月議会で、「補助金について」と題して私が一般質問しました。その質問の内容の一部に、中学生の自転車通学に対する補助金について質問しております。合併をした平成17年の自転車通学費の補助実績は、内子中が13名、大瀬中が12名、五十崎中が5名、小田中が36名となっており、66名で総額132万円の交付となっていました。この年額2万円を3年間連続して補助を受けると3年間で6万円になり、自転車を購入するための補助なのか、バス通学生の定期購入通学補助額にバランスを合わせた補助額なのか、この自転車通学費補助金に対する算出根拠や考え方について当時の教育委員長に尋ねております。当時の教育委員長からは「合併協議によって定められたことによって規則で定めており、それを今も実施しているということである。自転車購入代も含めたなかでの保護者の経済的な負担の軽減となっている。今後検討していく。」と答弁されていました。

4年が経過しても何も検討されていないようなので、平成22年の3月議会でも、また似たように再度質問をしました。当時のバスの通学補助は38名で507万6,000円の交付になっておりました。自転車通学は内子中が8名、大瀬中が13名、五十崎中が8名、小田中が25名となっており、54名で総額108万円の交付となっていました。その時の答弁では「自転車を購入するための補助ではなく、遠距離通学者に対する通学費補助制度である。」といった趣旨の答弁で「見直す考えはない。」といったことだと記憶しております。ということでしたので、今回は自転車の通学補助についてではなく、通学費補助金制度そのものについて質問します。

内子町の通学費補助金施策では、通学費補助金は通学距離が児童にあつては3km、小田中学生徒にあつては3km以上。小田中学生徒以外の生徒にあつては4km以上となる児童生徒であつて、交通機関または自転車で通学するものについて交付するとの条例になっています。先の質問と同じく、合併をして20年を迎えようとしているなか、旧内子、五十崎と小田で距離が違う理由はなぜか質問します。

児童生徒が激減するなか、子育て世代の家族を応援するという意味でも、小田中学校に合わせて3km以上とする考えはないか質問します。といいますのは、当時質問したときには財政のことがあり、おそらくこういった質問をすると緊縮財政、それならすべてを4kmにしますという答弁があつてはならないと私は思い、そういったことには触れておりませんでした。

今回の質問は、小田に合わせて3kmにしたら、子どもを育てている本人やご家族も大変あ

りがたいという考えになるのではないかと。内子町全体で子育て家族を応援するといった意味で、通学費補助金制度そのものについて見直す考えないかを質問いたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 下野議員の遠距離通学費補助の見直しについてのご質問にお答えいたします。

遠距離通学費補助制度は、遠距離通学する児童生徒等の保護者に対し補助金を交付することによって通学に要する経費の負担軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的として支援しているものでございます。

まず、1点目の質問です。中学校の生徒について旧内子、五十崎4km以上での運用、小田については3km以上での運用での距離の違いについてですが、旧町時代の規定をそのまま引き継いで運用しているということでございます。

次に2点目の質問です。合併後20年を経過しようとしている今、中学校生徒について旧内子、五十崎と小田で異なる運用をしている規則を見直す考えはないかということでございます。このことについては、昨年度、令和5年10月に開催された総務文教常任委員会のスクールバス調査にかかる研修においても話題になった案件でございます。研修会ではいつから統一するか等、明確な結論は出しておりませんが、児童生徒が減少するなか、令和5年6月に教育改革懇談会を設置し、学校の適正規模、適正配置、また学校教育のあり方など、教育に関する諸問題について時間をかけてしっかりと協議する必要があります。それらを整理するタイミングに合わせて、新たな基準で運用できればと考えておりました。

しかしながらですね、その後の内部協議において、そのタイミングに合わせてなると、もう少し時間をいただくことになることや、遠距離通学費補助の目的を鑑みますと先に延ばす理由もないことから、今年度、統一できていない部分、旧内子、五十崎の4km以上を小田の3km以上とするよう規則を見直して、令和7年4月から、旧3町統一、小田の3kmに合わせた運用をさせていただくよう現在準備をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 再質問を考えておりましたが、再質問の質問は必要ないということが分かりました。前向きに、もう来年には実施される方向というふうに捉えておりますので。これで何でだろうというか、これ正直、子どもたちがね、今度、こども議会をして、「内子、五十崎通学生が何で3kmでお金が出るのに違うんですか。」っていう、これ教育課長も教育長も答弁ができるのかなと心配しておりましたが、これで安心をしました。ぜひとも、こういうふうに進めていただいたら、私も「旧五十崎、内子に合わせて4kmにせえ。」とかいうことではなく、小田に合わせた3kmということで大変ありがたいことだと思っております。

ます。

はい。それでは、3番目の質問でございます。またするのかと思われるんですけども、選挙。議員選挙の投票。衆議院議員の選挙が終わりました。今回から移動期日前投票所を設置されまして、なかなか当日投票に行けない人も期日前で投票ができるということになります。その成果は、投票率アップに繋がったのか。今回の衆議院選挙をどのように投票率について検証されたかを選挙管理委員会に質問いたします。

○選挙管理委員会書記長 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治選挙管理委員会書記長登壇〕

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。それでは、選挙管理委員会書記長の立場で下野議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

10月27日に行われました第50回衆議院議員総選挙における内子町での投票率につきましては、小選挙区選挙で前回は2.25%下回り、57.23%という結果でありました。このうち期日前投票だけの投票率でみますと、25.28%という結果で、わずかではありますが、前回は0.13%上回る結果となっております。

議員ご質問の今回から設置をいたしました移動期日前投票所については10月23日、水曜日に4ヶ所、24日、木曜日に3ヶ所の投票所を開設いたしました。投票者数は23日が56名、24日に24名、合計80名の方が投票されまして、投票率にしますと0.62%という結果でございます。

数字だけでみますと、移動期日前投票者がなかった場合には、期日前投票所の投票率についても前回は下回る結果となることから、わずかでも投票率アップの一助になったものと考えております。

また、移動期日前投票所として選定をしております7ヶ所につきましては、元来その地域の方の投票所でありましたので、ある投票者からは「高齢となり、車からマイピアになって、投票に行くのを諦めていたが、良かった。」などと投票の機会を逸しておられた方々から開設を喜ぶ多くの声をいただきました。

今後におきましても、防災行政無線や広報車などによる投票の呼びかけなど、選挙啓発活動とあわせて、移動期日前投票所の設置による投票機会の提供によって、投票行動への機運を高め、投票率の向上につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。検証された結果は0.13%。でも期日前が来るので、また4地域からはありがたいというお言葉をいただいたということで、これは大変、同僚議員が前回のとき質問されて、これに取り組まれるということで。これはこれで、やっぱり住民サービス、また選挙に関心を持ってもらうということは、大変ありがたいことだと思います。

一番、投票率の分析をされたなかで、まだ答弁もらっていないんですけども、年齢層による投票率というのはどんなのか分かりませんか。例えば、先程の7地区については、やはり交通手段がないからマイピアのようなものでいうことが大変、楽になったということだったんですけど、やはり、やっぱり年齢層というのは、若年層の選挙への関心ということが一番の問題となると思うんですけども、これに対してはどのような考えをされているか、検証されたかお尋ねします。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。今回の投票結果についての年齢別の投票率というのはまだ検証しておりませんが、一般的に若い方の関心が少ないということでは従来より言われているところがございます。そういったこともありまして、他の市町の例ですけれども、移動期日前投票所の開設を例えば高校で行ったり、あるいは主権者教育と併せて方向で、そういったことを行ったりというようなことで若い人にですね、投票率に直接繋がるかどうかというものは別といたしまして、政治でありますとか、まちづくりへの関心、また、投票の行動に繋がるようなですね、主権者教育。そういったものを併せてですね、行っていくということが大事なんではないかなというふうに思っております。

実際に小田分校の方にはですね、県の選挙管理委員会と連携いたしましてそういったことも行っておりますので、今後もそういったことを続けながら、若い人にも政治やまちづくりに関心を持っていただけるような、そういった取り組みを継続して行っていきたいというふうに思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。もう一度、再質問ですけど、期日前投票はそういう対応で、少しでも住民サービス、意識の変革に繋がることになっているんですけども、当日のやはり投票率というのは、今回もう2.25%下がっているということでした。衆議院や参議院、また県知事選や県議会議員選挙というのは、やはり他の自治体との関連もありますので、内子町だけが投票時間を縮めるというのは、やはり私も問題があるかなとは感じるわけですけども、町長選挙、町議会議員選挙、これらについては、当日の投票時間は、やはり夕方の6時。朝の7時から夕方6時とかいうふうにしてもいいのではないかなと思うんですけども、再度、選挙管理委員会委員長として、事務局長として、そういう検討は、提案はされないおつもりでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。今回の選挙を受けまして、改めて選挙管理委員会で当日の投票所の投票時間についての検討、検証は、現在のところしておりませんが、過去におきましては、下野議員さんよりご質問を受けました際に、選挙管理委員会

を開きまして、その検討をさせていただいております。

結論から申しますと、答弁を確認させていただいたとおりではないんですけれども、これ公職選挙法に謳われている事項ですので、なかなかその法律をですね、鑑みますとですね、一律に投票時間を短くするというようなことは難しいかなというふうに考えております。投票人の投票の便宜のため、あるいは投票人の投票の支障をきたさないと認められる場合に限り認められているということでございますので、ご指摘のところはご理解をいただけないかなというふうに思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。前のときにも言いました。これはそうは言いながらも、他の自治体では実施しているところもございますので。他の自治体や全国を見ますと、やはりもう経費もかかりますし、皆さんの当日の勤務体制も大変なことになりますし、時間も発表されるのも遅くなりますし、そこらを考えたら今後、町長や議員らの選挙に対しては、そういう検討もまた選挙管理委員会としてしていただいたらと思います。

今回の一般質問、20年を迎えるにあたって、区や自治会制度のあり方。やはり、どちらかという住民サービスが低下したり、意識が薄くなっていく方向になっているので、だから、先程の自転車通学のこともですけども、悪い方に合わせるのじゃない、良い方になるような改善というものを、やはり今後、検討していただいたらと思います。自治会制度が発足したときは、旧内子では多分、旧内子は区の方よりも自治会の方の自治会長。自治会じゃない。公民館長の数バラバラではなかったかと思うんですよ。ですから、逆に言うたら自治会の方に区の仕事を。区の仕事を自治会に。自治会の仕事を公民館に持っていったような、私はそういう気がしてならないんですけれども。ですから、やはり20年が経過してこれだけの人口が減って、若者も減ってになると、条例や見直しというのは、今後、やっていくべきだというふうに思っておりますので。ただ、内子はこれで自治会制度をやっていますからということに固執することなく、変革を常に考えていく自治体であってほしいと思って、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。11時5分から再開いたします。

午前 10時55分 休憩

午前 11時 5分 再開

○議長（久保美博君） 休憩に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） はい。4番、向井一富です。12月議会にあたり、自分自身が最近、町民の方から相談を受けた案件を中心に質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、災害時の身体障がい者や高齢者の避難についてお尋ねいたします。そのなかでも、個別避難計画の策定状況についてお聞きいたします。自分の人生において、全国で大きな災害をいくつも報道等で目にしてきましたが、忘れかけている災害も考えると、今までに何人の方が犠牲になっているのだろうかと考えさせられます。また、いくら対策を講じて、どこかでは被害が出てしまいます。今年の7月12日に、まさかの松山市内で土砂崩れが起こり、3人の方がお亡くなりになりました。松山市内で死者が出るような土砂災害が起こるなんてことは、想像もできませんでした。まさかが起きてしまいました。これを見たとき、もうどこにいても安心して暮らせるところはないかと、改めて考えをなおさせていただきました。また、勇気を持って積極的に避難しなくてはならないと感じました。

そこで、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者にかかる個別避難計画の作成状況について、そのことが市町村に努力義務化されました。個別避難計画には、要支援者の状況や避難先、避難を支援する人、団体、支援者などが記載されます。主な記載内容は、氏名、住所、連絡先、避難支援が必要な理由、避難を支援する人や団体の名前、避難場所、経路、移動する際の注意事項などが挙げられております。市町村は、地域の自治会や民生委員、児童委員、医療・保健・福祉の専門職などの関係者と協力して作成するとなっております。国が定める避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針では、優先度が高いと判断するものについて、改正法施行後、おおむね5年程度で作成に取り組むことが求められております。

そこで、先般、ある町内のご婦人の方から、その方のご主人に障がいがあり、「移動も車いすを要するし、災害時には一時避難所での対応は困難と予想されるので、避難指示が出たら即、福祉避難所へ避難させてほしいのだが。」との相談でございました。その方の現状は寝たきりの状態で、車いすに乗せるのもやっと。困難を要すると見ました。このような方を一般の避難所に搬送しても現場が混乱するし、看護者も相当苦勞するのではないかと感じました。奥様が言われるように、直接、受け入れのできる福祉施設等に搬送することがベストではないかと考え、その質問に至りました。そのための内子町における個別避難計画策定状況、そのことがどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、向井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、個別避難計画につきましては、災害対策基本法第49条の14に規定されております。避難行動要支援者の同意を得たうえで、避難支援などを実施するための計画を策定することが市町村の努力義務とされているものです。

総務省が発表した今年4月1日現在の全国的な進捗率では、作成率20%以下の自治体が51.3%と半数を超えている状態です。また、県下の市町におきましても、進捗率は様々でありますけれども、そのうち9市町が20%以下となっております。

内子町においては、進捗率が1.95%と出遅れておりますけれども、在宅が基本の対象者の方に対し、介護や障がい福祉サービスの計画を立てる事業所などに制度の内容をご理解いただきながら、また自主防災組織などにご協力をいただきながら、作成作業に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君）議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。まだ作成の方ができていないということでございますけれども、先程申した事例の方を、まずは一時避難所、その次に状況を見ながら福祉施設で、福祉施設のところへ臨時避難所として輸送されるということに多分なっと思ふんですけども、一時、先程の奥さんが言われたように、もう体が悪いというのが分かって、かなり混乱を要する。現場でも混乱を要するということで、直接、福祉避難所の方へ搬送するような形で検討されてほしいんですけど、そこら辺いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それにつきましては、お1人お1人の身体状況でありますとか、ご家族の状況、そういったものを考えまして作成をいたしますときに、こういった形で、どこへ、どのタイミングで避難するのが一番いいのかというのを最善の方法を考えまして、それを個別避難計画に掲載させていただき、それを訓練などを通して実行に移していくということになっております。

以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、2項目の質問に入ります。まず、現在、自分が15年ほど関わっている身寄りもなく、頼ることもなく、仕事も、住居等も私の方で紹介をして、現在、内子町のアパートに暮らしておられる74歳の男性の方がおられます。仕事はもうされておりませんが、先日、体調が悪くなったとのことで、喜多医師会病院に連れて行きました。診断結果は脳腫瘍、余命半年との診断結果が出されました。彼は延命治療はしないと医師に告げたみたいで、そのままアパートへ連れて帰りました。頼るところもないとのことで、今後、本人とどう関わって

いけばよいのか、どう対処すればよいのか迷っています。行政として何か手だてはないか、よいお知恵があればと思ひまして、ひとり暮らし高齢者の終活支援について質問するに至りました。

ひと昔であります、終活という言葉をよく耳にすることがありました。終活とは、人生の最期を迎えるにあたっていろんな準備を行うことを言うのだらうと思いますが、具体的には、葬儀やお墓、遺言書、財産相続、身の回りの整理など、様々ですが、一方では、今をより良く、悔いなく生きるための活動という捉え方なのだらうと思います。もちろん、近年の少子高齢化時代において、家族や周囲にできる限り迷惑をかけたくないということも大きな要因であらうと思います。かたや、一人暮らしの方や身寄りのない方、身内と疎遠になっている方、経済的にゆとりのない高齢者のなかには、自身の葬儀や亡くなった後の、後始末に対する不安を抱いている方もおられるのだらうと思います。今まさに自分もそういったことの相談に直面しておりますが、ちまたでは、おひとり様とか言って独身を満喫している人たちも増えていきますし、今後も身寄りのない方が増えてくるものだらうと考えます。一人暮らしの高齢者の終活は避けられない課題となってくるのではないかと想像されます。

愛媛県では、高齢者が本年4月1日時点で44万898人、総人口比33.8%にのぼるとなっております。そこで、内子町において高齢者人口、高齢化率、単身高齢者世帯数、そのうち生活保護を受けていらっしゃる方がどれくらいおられるのかをお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 向井議員のご質問にお答えします。

内子町内の高齢者人口、高齢化率、単身高齢者世帯数、そのうち生活保護を受けられている方についてのご質問でございますが、本年10月1日現在で、高齢者人口が6,220名で、高齢化率は42.0%となっております。単身高齢者世帯数は、令和6年4月1日の調査時点になりますが、1,602世帯で、そのうち生活保護を受けられている方は46世帯となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。高齢化率が42.09%ということで、半分近くの方が高齢者ということになっております。また、その中でも単身高齢者の方が1,600人ということで、想像していたよりは多いなという感じをしております。また生活保護の方も46世帯ということでございまして、厳しい生活を強いられておるのかなということで想像させていただきました。

そこで、この項の2番目に入ります。

単身高齢者の終活支援についてであります。誰にでも訪れる死をどのように迎えるのか、

特に身寄りのない一人暮らしの高齢者にとっては深刻な問題です。このような問題を背景として、自分が亡くなった後の不安を解消し、安心した生活を送っていただくための終活支援を行っている自治体があります。その先駆けとなったのが、神奈川県で横須賀市のエンディングプラン・サポート事業をはじめ、大和市では、おひとり様などの終活支援事業、同じ綾瀬市の葬儀生前契約支援事業など、他にもいくつかの自治体が終活支援のサポートを取り組んでおられるようです。

愛媛県では、今治市に終活サポートセンターが設置され、生前の意思を登録する仕組みができました。これらの支援事業の主な流れは、葬儀の生前契約を希望する高齢者から、自身が亡くなった後の葬儀などの希望を事前に自治体が相談を受け、その後、希望者が市内の協力葬儀社との間で生前契約を結び、亡くなった後の葬儀などを任せるというものであります。希望者は、葬儀社に対して、葬祭・納骨代として契約時に葬祭扶助と同額の費用を支払うというものであります。このように、この事業は町が補助金を支払うということではなくて、葬祭事業者と協力をいただく官民連携の事業であります。

これからの終活支援事業は、それぞれの立場でメリットがあります。まず、生前契約を登録された方にとっては、ひとり暮らしで身寄りがなく、経済的にゆとりがなくても、自分自身の葬儀の意思を実現でき、何より自分の死後について安心が得られます。また、自治体にとっては孤独死を減らすことができ、なおかつ仕組みがシンプルなため、ほとんど経費もかかりません。葬祭事業者にとっては、町と登録者の情報を共有することで、病院からの連絡がスムーズにでき、生前契約どおりに葬祭を実施できます。内子町においても、町民の皆様が安心して人生の最期を迎えられるように、終活支援サポートする仕組みづくりが必要でないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 向井議員のご質問にお答えします。

まず、現在の内子町での終活支援に关します取り組みでございますが、教育委員会の所管にはなりますが、各自治センターの高齢者教室などでは、司法書士さんなどを講師にお迎えし、終活に関する講演の開催や、内子町社会福祉協議会では、愛媛県行政書士会の方を講師に招き、サロン等で終活の講演を行う際には、エンディングノートを用いるなど、生前にやっておくべきことなどを学べる機会を提供していただいております。事前に意思を記し、残すことにより、本人の生前の意向に沿った最期を迎えることができるものと考えており、住民の皆様が安心して人生の最期を送れるよう、機会の提供に努めているところでございます。

身寄りのない方におかれましては、事前に相談があった場合には、判断能力が低下した際に資産管理などについてご自身に代わって手続きを行う任意成年後見制度のご紹介や、お亡くなりになった後の資産の処分等について、司法書士さんなどが本人に代わって処分を

行える死後事務委任契約の紹介なども行っているところでございます。今後も住民からのご相談に対しまして、それぞれの状況に応じた丁寧な対応に努め、当面は現状の体制で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。現状でも丁寧に配慮しながら進めていただいているっていうことは十分に伝わってまいりました。形ではないので、引き続き、そういう思いでですね、最後、しっかりと寄り添っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思うんですけども。

再質問という形になりますけど、今までに1人暮らしで身寄りのない方が亡くなられた場合、どのように対応されてきたのか例があれば教えていただけないでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） ただ今の質問でございますが、身寄りのない方がお亡くなりになった場合のケースでございますが、町による火葬の手続きや、町の共同墓地への埋葬行うなど、そういった形で対応しております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 今、そういうことで対応していただいているということでございますので、安心しました。しっかりと今、私が関わっている人に対しても、またご相談に行く場合があるかもしれませんけれども、何卒よろしくお願いいたします。

3項目目の質問に入らせていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証、運転免許証の一本化についてお尋ねいたします。今月2日から現行の健康保険証の新規発行が停止されました。いよいよ前の保険証が本格的に移行する運びになっております。また、来年3月24日からはマイナ免許証が導入されます。個人的にはすごく便利になると考えますけれども、マイナンバーカードを1つなくすと、全ての利用ができなくなるというメリットもあると思います。また、他人の情報が紐づけされたとかのトラブル等もあり、心配ではあります。制度を整えばマイナ免許証も利用してみたいと考えております。ともあれ、このマイナ免許証、どのような手続き、流れになっているのか。その内容を現在、分かる範囲でご教示願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） はい。マイナ免許証の業務につきましては、警察が所管しておりますので、町で事務を取り扱うことはございません。そのため、現時点で警察から提供さ

れた情報により答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードに運転免許証機能を持たせることを可能にした道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が10月29日閣議決定され、令和7年3月24日施行することになりました。このことにより、マイナンバーカードのICチップに免許情報、免許の種類、条件、有効期間などを登録し、マイナ免許証として利用することが可能となります。

免許証の所持形態としましては3パターンありまして、1つ目は、マイナ免許証のみを所持する。2つ目は、マイナ免許証と従来の運転免許証と両方を所持する。3つ目は、従来の運転免許証のみを所持する。以上の3パターンから、所持形態を自由に選択できるようになっております。

マイナ免許証にはメリット、デメリット、それぞれありますので、利用される方が内容をよく確認をして所持形態を選択する必要があります。

マイナ免許証の申請につきましては、警察署や大型交番、免許センターで手続きを行います。なお、内子交番でも申請が可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） マイナンバーカードは役場の方で手続きして取得するような流れになっとなったので、何らかの形で役場も関わるのかなと思ったら関わらないということでございますけれども。

関わらないので分からないかもしれませんが、新規で例えば高校卒業した子が免許を取るっていうときには、そのマイナンバーカードを持って行って免許を登録できるようなことは聞いていないですかね。分かりませんかね。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） まずですね、マイナンバーカードを申請していただく必要がございます。マイナンバーカードを取得した後にですね、警察の方で、そのマイナ免許証の一体化を手続きする必要があります。この一体化の手続きは警察のみで行うことになっております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ということは、新しく免許を取ったとしても、そのマイナンバーカードに免許が紐づけされるということよろしいですかね。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） 免許証を取得された後、運転免許証を取得された後にですね、

マイナンバーカードと免許証を一体化する必要がございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。分かりました。ありがとうございました。

そしたら、続いての4項目目の質問に入ります。内子町において農業は基幹産業であります。農業を取り巻く状況は、1980年代には「3K」の職種という言葉が流行りましたとおり、「きつい、汚い、危険」なイメージを持たれ、さらに「きつい、汚い、かつこ悪い、臭い、稼げない、結婚できない」とも言われておりました。そういったことで農業離れが進み、地方の農業は疲弊していき、農業者の高齢化と後継者不足で農地がどんどん荒れていております。

近年では、ロシア、ウクライナ戦争に始まり、世界情勢は混々としてきております。食料の安全保障などという言葉をよく耳にします。その意味では、食料の自給率を上げておかないと、いざというときに困ることが起きるのではないかと危機感を感じております。そこで、このような状況のなか、個々の農家の生産力を上げる必要があると思っておりましたが、国も本格的に農業の重要性に鑑み、令和6年6月14日に農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律、スマート農業技術活用促進法が成立し、6月21日に公布され、10月1日に施行されました。この法律は、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）」と「スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）」の2つの認定制度を設けるものであります。「認定を受けた農業者や事業者は金融等の支援措置を受けることができます。」となっております。

先般、ドローンで栗の消毒をしている新聞記事を見かけました。中産間地域での農業は急峻な地形の農地が多く、なかなかスマートな農業はできないと思うんですけれども、それでも何とかその技術を取り入れ、内子の農業、日本の食料、農家の暮らしが守れたらいいなと思います。スマート農業、そのことを内子町はどう捉え、またどう生かしていくのか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それと、この法律の内容をもう少し詳しく分かるようであればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 向井議員ご質問と用意しておりました答弁書、かなり重複しておりますので、その点はご了承くださいと思います。

まず、スマート農業技術活用促進法の内容ということですが、この法律の背景には、今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約4分の1、116万人から30万人にまで減少す

ることが見込まれております。農業者の減少等、農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業生産性の向上を図ることを目的に、2つの計画認定制度が創設されております。

1つ目は、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の生産方式の導入に関する計画。2つ目として、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画です。これらの計画を作成し国の認定を受ければ、日本政策金融公庫の長期低利融資他、行政手続きの簡素化、例えばドローン等の飛行許可などで優遇措置が受けられるというものになります。

ただ、スマート農業技術の活用にあたっての課題としましては、収穫機械やロボットが十分に機能するように畝間の拡大であったり、農地を広く集積することなど、スマート農業技術に適した生産方式への転換が必要になります。また、申請者は継続性や波及性の点から、複数の農業者及び農業法人などが取り組むのが望ましいとされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） まだまだこれからっていう施策だろうと思いますので、始まってからまたいろんな問題も出たり、画期的なアイデアも出たりするのかもしれないので、とにかく農業、食を守るっていうのは、生きていく意味でも、国を守る意味でも大切なことだと思いますので、しっかりと対応していかなきゃいけないなと思いますし、うまくいっていただきたいなと思います。

そのなかで、先程も答弁の中でありましたけれども、やっぱり大型化、土地を集約するっていうことも述べられましたけれども、なかなか内子町の農地っていうのはもう小切りになっているといいますか、小面積が連なっているというような形で、集約っていうのがなかなかやりにくいんじゃないかなと思うんですけども、農地法に照らし合わせてそういう集約っていうのが、この法律に合わせて、農地法の土地を計画的に経営面積を広げていくような対策、土地の流動化みたいなどの法律が変わったりしたようなところはないですかね。その農地の関係の。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） このスマート農業活用促進法に関しては、あくまで計画の策定の認定であってですね、集約していくうえでは、まあ今後変わってくるかもしれませんが、現在のところは農業委員会等々を中心にですね、個人個人の貸し借り、例えば、耕作放棄地で農業ができるような状態であれば、そこらをまた新たな新規就農者の方とかにあっせんして、できるだけ広い面積を持っていただくというのはしておるところです。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） スマート農業、今、答弁もありましたけれども、ある程度面積をこ

なさないと機械が効率的に使えないということでもありますので、その地方とかもいろんな意味で、なかなか前向きに進めにくいような現状ではあると思いますけど、またですね、しっかりと状況を見ながら進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、最後の質問になります。

内子町の図書館の利用状況促進についてであります。まず、その1番目といたしまして、内子図書情報館の年間の利用者数、貸し出し数の状況を教えていただけたらと思います。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。向井議員さんのご質問にお答えをしたらというふうに思います。

令和5年度の内子町図書情報館利用人数でございますが、まず入館者数でございます。1万9,601人でございます。

次に、貸出者人数は1万2,502人です。

最後に、貸出冊数でございますが、4万5,500冊でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。現状の方がよく分かりました。ありがとうございます。

次にですね、内子図書情報館は駅に近いし、高校にも近い、内子座にも近い、景観も本当に素晴らしい、立地条件も最高だと思います。町内の人はもちろんではありますけれども、町外の人にもどんどん利用してもらいたいぐらいでございます。

そして、利用促進策のひとつとして、全国での図書館にカフェを併設しているところがございます。内子町でもこのことに取り組んでみてはいかがでしょうかということで、いろんなことに取り組んではいかがかなと考え、この質問に至りましたけれども、歴史的に見ればカフェは公共性を体現してきた場でもあり、同じく公共性を旨とする図書館とは本来的に相性がいいのだろうと考えます。

本を介して、町と人をつなげる新たな空間の可能性を模索する必要性を感じます。図書館には何ができるのか。カフェと結びつくことでどのような価値が加わるのか。改めて問い直すことが、図書館のさらなる進化を遂げるものだと考えます。森家の利用も含めて、まずは内子町が魅力的な町、交流の盛んな町になればと考え、提案をさせていただきますが、このことについて、ご答弁をよろしくお願いします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 図書館にカフェを併設するという動きは全国的にはあるようでございます。しかしながら、館内で飲食ができるものではなく、専用のカフェコーナーを設置しているところがほとんどでございます。愛媛県内では、残念ながらございません。

内子町図書情報館では、併設できるスペースがないこと。また、誤って本や施設を汚してしまったりするようなこと。また、それに関連いたしまして、本の破損、破れ等が増えることが予想されること。会話が增え、静かに読書を楽しみたい方の支障になる恐れがあることなどの理由により、開館当初から飲食は禁止しておりますので、カフェの併設の導入は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。そういうことだろうなとは感じながら質問もさせていただいたんですけども、引き続きですね、本当に素晴らしい図書館でもありますし、カフェ以外でも利用促進をしっかりしていただいて、町内外ともに交流の場、知的な場としていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩いたします。午後1時から開会いたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。3番、関根律之です。

それでは、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

今回の一般質問は、主に高齢者、障がい者などの福祉の維持・向上について取り上げます。

はじめに、町営住宅の現状とこれからについて。次に、高齢者の補聴器購入助成制度について質問いたします。

11月の国立社会保障・人口問題研究所が発表した世帯数の将来推計によると、単身世帯の割合は今後、増え続け、2050年には65歳以上の一人暮らしは愛媛県で約25%に上るという報道がありました。先程、同僚議員の一般質問でも同様の問題意識から、現在の内

子町の高齢単身世帯の世帯数の質問がありましたが、1,602世帯、これは全世帯の約22%にあたります。すでに内子町では、高齢の単身、独居世帯が2割を超えているという実態が分かりました。これから単身高齢者などの孤立対策をはじめ、誰もが社会との繋がりを保ちながら暮らし続けられる仕組みづくりがますます重要になってきます。

1番、町営住宅の現状とこれからです。内子町営住宅条例では、町営住宅の設置目的として、住宅に困窮する低所得者や不良住宅の除却に伴い、住宅に困窮するものを低廉な家賃で入居させるとあります。

(1) 同条例で規定される町営住宅団地は、担当課からの資料によれば、現在の総管理戸数255戸に対し、入居戸数は210戸、入居者数は412人とされます。実際に募集の周知があれば入居を希望される方はいるのではと推測をいたしますが、管理戸数に対して入居戸数が少ない実態をどのように認識されていますでしょうか。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範） ただ今のご質問にお答えいたします。

管理戸数に対して入居戸数が少ない状況についてでございますが、古い住宅で耐震化のできない住宅につきましては、政策空家として募集を停止しております。現在、空き戸数は3戸となっており、現在の町営住宅の実態といたしましては、ほぼ満室の状態だと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。再質問します。

耐震基準を満たしていないなどの古い住宅は政策空家として、新たに入居者を募集しないということにしているところがあるということで、空き戸数は3戸。3戸しかないという答弁だったんですが、そうすると、この単純計算で255－210は45戸。入居していない戸数のうち募集ができる戸数は3戸のみで、残りの42戸は政策空家。そういう理解でよろしいでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議員おっしゃるとおり、残りの戸数につきましては、政策空き家としております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。結構、42戸政策空家というのは、かなり多いような印象が

あるんですが。例えばいただいた資料では、古い住宅というか、比較的新しい住宅は戸数がだいたい埋まっているというふうに見えたんですけれども、そんななかで麓第1団地というところは比較的、80年代以降ですかね、新しいかと思うんですけれども、第1団地は9戸。12戸管理のうち9戸。第2団地は8戸。12戸のうち8戸しか入っていないということですが、耐震基準を満たしていないから政策空家という答弁もあったんですけれども、麓第1団地、第2団地も耐震基準を満たしていないんですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） お答えいたします。

先程の麓団地の空き戸数につきましてですが、麓団地におきましては、今、駐車場の方が不足しております。今、入居されている戸数以上にですね、入居をしていただきますと、駐車場が整備できない状態ですので、違法駐車が散見してしまう状態になります。そのため、現在、駐車場の整備の検討を町の方でいたしておりまして、そちらの駐車場整備が完了次第、入居の募集をしたいと考えております。

現在、入居の募集につきましては、ホームページの方で入居募集をしておりまして、そちらの方がまだ3戸あります。現在、最終の更新でですね、4戸募集をしている状態でございます。ですので、そちらの方をまず優先して入居していただいてですね、整備の方を進めてまいりたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） そうすると、先程、答弁があった耐震基準を満たしていないからという理由以外にも、その駐車場が整備されてないであるとか、他の理由でも政策空家としている。耐震基準は満たしているけれども、政策空家としているところはあるということですよ。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 今の麓団地につきましてはございます。それ以外につきましては、耐震基準を満たしていないと認識しております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。ちょっと次の質問にも関連するんですけれども、木造住宅で、一般の木造住宅で昭和55年以前ですか、に建築されたものは耐震基準を満たしていないということで、町も耐震改修を進めているわけなんですけれども。これ以前、昭和55年以前でも、木造ではない、鉄筋であるとかそういったものはあると思うんですけれども、そういうところは耐震基準を満たしているんじゃないんですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 昭和56年以前に建築された木造住宅及びブロック構造による住宅につきましては耐震構造となっておりません。というか、旧耐震構造で施工されております。それで、それ以外のこの鉄筋コンクリートで施工されておる町営住宅につきましては耐震改修が可能ということで、一部、耐震改修工事を実施いたしまして、継続使用している状態でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。2番目の質問です。

木造住宅で昭和56年以前に建築された4つの団地、大瀬中前というんですかね。岡、上沖、柿原1は、いわゆる耐震基準を満たしていませんが、入居している11戸15人に対し、同等の家賃で他の町営住宅に移転することを進める働きかけを行えないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今のご質問にお答えいたします。

耐震基準を満たしていない4つの団地に入居している方に、他の町営住宅に移転することを進める働きかけについてでございますが、現在、町営住宅で空いている戸数が3戸という状況でございます。また、入居者の方は高齢者の方も多く、現在、転居する要望等はまだいただいております。今後ですね、入居者の皆様のご意見も伺いながら、転居等の対応につきましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「同等の家賃で移転を」というご質問でございますが、町営住宅の家賃につきましては、毎年度、入居者から収入の申告をしていただき、算定基準に基づいて、建設費、経過年数、戸当たりの専用床面積等の基礎係数により各住宅、各入居者ごとに家賃の算定表を作成して決定しておりますので、移転される場合の家賃につきましては、その都度、変更となると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。先程の11戸15人の方、現在、他に空きがないし、他に移りたいという要望がないというご説明だったんですけども。家賃ですよ。基本的に今、古い住宅に住んでいる方は、相当もう古い住宅ですし、長年住まわれているので家賃が相当安くなっているんだと思うんですが。そうすると、新しく移ると。町営住宅に移ったとしても家賃が今より高くなるので、そういう要望は出せない、出さないという、諦めているような方もいらっしゃるんじゃないかと思うんです。実際に、家賃の減免ができる規定っていうのがありますよね、条例で。第15条で、収入が著しく低額の場合、それから（2）で、病氣

にかかったときっていう条項ありますけれども、こういった場合、その方が該当するかどうかということすら知らないということもあるんじゃないんですか。あと、用途廃止になった場合も、家賃を減額できる規定というのがありますよね。具体的にどういう金額になりますよと。そういうことも説明するのが望ましいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議員おっしゃるとおり、条項上、そのような文面もございますので、まずは各入居者の方のご意見、お伺いしてですね、その都度、個々に対応していきたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。次に移ります。

3番目として、「公営住宅など長寿命化計画」で、建替計画があるとされる柿原団地は、既存の入居者が退去していないため計画が進んでいないと聞きますが、他の町営住宅に同額の家賃で移転促進をし、建替計画を推進するべきではないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） はい。ただ今のご質問にお答えいたします。

柿原団地の建替についてでございますが、令和4年3月に改定いたしました「内子町公営住宅等長寿命化計画」において、柿原1、柿原2、柿原第2の住宅を令和9年度より3回に分けて解体撤去し、建替をする予定でございます。今年度より、入居者に対して説明会を行い、入居者に配慮し、計画どおり建て替えを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。たった今、令和9年度から、今、答弁のあった対象の住宅に関して建替の計画を進めたいということであったんですけれども。これ私、今回の一般質問の前じゃなくて、もっと前に、1年以上前にも、柿原団地の建替について質問したことがあると思うんですけど、そのとき、今、具体的に令和9年度からっていうお話ありましたが、具体的な、そういった日付というか、そういう説明、先日、担当課に伺ったときもなかったと思うんですけども。担当課からいただいた資料にも、「この長寿命化計画の資料です。」と言っていましたけれども、具体的な日付も書いていないですよ。それ、急遽決まったんですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 今、お話いたしました令和4年3月に改定した「内子町公営住宅等長寿命化計画」の中におきまして、工程表を作成しております。この中に、柿原団地の改修の工期は記載してあります。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。令和4年度、改定したときの計画の工程表に記載してあるということだったんですけども、私が具体的にお尋ねしたときにそういった年度を、いつからってという話をお答えいただけないのは、ちょっと不十分というか、不適切じゃないですか。

それとですね、この建替計画によると、まず初めに、この柿原2団地のうちの6戸の連なった建物。そこを先に、全入居者が退去した後に解体撤去して建替を始めるとありまして、「建替ローリング計画」なんていう記載もありますけれども。その撤去したところに新しい住宅を建てた後に、その隣の柿原2と柿原第2の計5世帯ですか、が入居するっていうふうに計画に書いてあるんですけども。そうすると、まず最初の6戸の建物、連なっているうち、今、1戸が入居されているんですけども、その方が出ないことには計画が進まないということだと思うんですが、実はその方に私、先日お話を伺ったところ、そういった計画の説明を受けていないと。今、非常に安い家賃で住まわれていますけれども、もしその新しい住宅が建てられることになったら同じ家賃っていうわけにはいかないだろうから、その家賃が上がったら困るというようなこともおっしゃっていましたが。もうそういう計画があって、令和9年度なんていうことが決まっているんだったら、ちゃんとその対象の方に説明をするべきじゃないですか。いかがですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議員おっしゃるとおりですね、今年度から説明に入っていくという形で、先程ご説明させていただいたと思います。ですので、丁寧なご説明をさせていただいてですね、内容をご理解いただいたうえで移転等、検討していただきたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。遅いと思いますが、ぜひ丁寧な説明をしていただきたいと思います。家賃についてですけども、今、住んでいるところから、次の仮住まい、町営住宅が空いたときにそこに住んでいただく間は今と同じ家賃に実質的になるような減額免除の規定がありますよね。その後も、もしそのままそこに住み続けたい場合と、元の新しくできたところに戻りたい場合。その場合は家賃が今とは変わってくるわけですが、それでも減額をできる規定がありますよね。具体的に、その家賃の前と後の差額に対して、1年目は6分の5であるとか、2年目は6分の4であるとか。そういった説明をされるべきではないかと思うんですけど、私の理解で、そういう理解でよろしいですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 今のご質問でございますが、今回、建替事業として移転していただく場合には、移転費用は建替事業として計上させていただくことになると思います。また、新しい住宅ができて、新しい住宅に入っていただいたときにつきましては、公営住宅法の関係のなかで、段階的に家賃を上げていくという形の計算がございますので、そちらの計算に基づきまして、家賃については最終的には上がってはいくんですけれども、3年、4年とかですね、年数を経て、上がっていくような形の段階を経た家賃の上昇という形になると思っています。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。そういった具体的な規定があるということで丁寧に説明していただくことを期待しますが、入居者の方は、当然、高齢の方が多くて、年金暮らしであったり、非常にわずかな収入であったりという方が多いと思うんですけれども。近い将来ですね、令和9年度ということですから、開始ということですが、それまでの間に、例えば加齢や病気などで働けなくなったりですね、収入が今よりも低くなるということは十分に想定されると思うんですけれども。その場合、例えば生活保護を受給できる基準になる所得の方も場合によってはいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども。そういうことも含めてですね、その個別、全員に対しての説明会というだけではなくて、具体的な所得などを伺いながら、その方に合った暮らし、町営住宅への移転、どういう形が望ましいのかというのを説明するのが望ましいというふうに思いますけれども、いかがですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 入居者の方におかれましては、毎年度、所得の申告をしていただいております。各入居者の方のですね、所得の方は、こちらの方で、町の方で把握できておりますので、それぞれの説明をする際の席でですね、個人個人、対応していくような形で説明していきたいと思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。個人個人対応していただけるという答弁、嬉しく思います。次に移ります。

現在、町営住宅に入居している住民の方から、自治会費等の集金当番や健康上の理由などで共有スペースの清掃や草刈が負担になっているという話を聞くことがありました。住民福祉の維持・増進の観点から、個々の住民の気持ちに寄り添った対応を推進していくため、町営住宅の担当窓口を、現在の建設デザイン課から、例えば保健福祉課や住民課などに変更することを含め、対応方法を見直していくことは検討できないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

町営住宅の窓口を建設デザイン課から保健福祉課や住民課などに変更することを含め、対応方法を見直していくことを検討できないかとのご質問でございますが、現在、建設デザイン課管理係において住宅の管理運営を行っており、町営住宅入居者の皆様へ寄り添った対応を心がけております。また、保健福祉課とともに、愛媛県居住支援事業推進部会に参加し、高齢者、障がい者、子育て、外国人世帯並びに賃貸人の双方の不安を解消するための仕組みづくりを検討しているところでございます。

個々の入居者の対応につきましては、保健福祉課高齢福祉係並びに包括支援センターとの連携を図り、個々に対応している状況でございます。そういうことですので、引き続き、現体制で対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） そうですね。建設デザイン課というのが窓口ではあるんですけども、保健福祉課であるとか、そういったところと連携してやっていくということですので、ぜひ丁寧に見ていただきたいと思います。当初の頃よりも住まわれている方がもう高齢化して、様々な障がいを持っている方であるとか、低所得がより深刻になっている方であるとか、そういう方がおそらく増えているし、増えていくんだろうと思いますので、ぜひともそういった住民福祉の立場、観点からですね、丁寧に対応をしていただきたいと思います。

次に移ります。

内子町小田の町村団地は、管理戸数16に対し、現在、半分以上空きがあります。交通利便性がよい地域への移転を求める住民ニーズや資産を有効活用する観点からも、家賃を下げて入居世帯を増やす取り組みが必要ではないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今の質問にお答えいたします。

町村団地の家賃を下げて入居者世帯を増やす取り組みについてでございますが、現在、町村団地を町営住宅化するために愛媛県と協議を進めるとともに、四国地方整備局からのご意見をいただきながら手続きを進めております。また、町営住宅化することにより、家賃の軽減についても検討することとなりますので、低所得の方も入居可能になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。私は答弁分かったんですけども、初めて聞く方もいると思いますし、その町村団地っていうのは、町営の住宅ではあるんですけども、いわゆる町営住宅条例に規定するものとはカテゴリーが違うということで、そのこのところの説明もしていただいた方が良かったんじゃないかなと思うので、ちょっと再質問をします。

いわゆる一般の町営住宅条例にかかる町営住宅になると、もう少し家賃も含めて、いろんな対応ができるということになると思うんですけども。例えば、他のこの特公賃の事例なんかを見ますと、何かペットが飼える住宅への転換みたいなことを検討されたりしてるところもあるようなんですけども、今、ペットを飼われている方のニーズっていうのは大変多いと思うんですけども、そういったことも併せて検討は可能なんでしょうか。できるんでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 先程、議員からのお話がありましたように、町村団地につきましては、特定優良賃貸住宅という住宅で現在、管理をしております。家賃につきましても、世帯用で4万8,000円、単身用で2万3,000円と家賃はかなり高額になっております。また、入居の条件といたしまして、年収が約350万以上の世帯が入居していただけるというような状態の管理となっております。

もう1つの質問で、ペットが飼える住宅に転用というお話でございましたが、こちらについては現在、内子町営住宅でペットを飼えるというのは認めていない状態でございますので、そちらの方については検討はいたしておりません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。次に移ります。

6番目として、町営住宅団地の2階以上に住む高齢の住民などが、健康上の理由から1階の部屋に移転したいという要望がある場合、他の町営住宅を含め、同等の家賃で1階の部屋に移転する検討を行えないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今のご質問にお答えいたします。

他の町営住宅を含め、同等の家賃で1階の部屋に移転する検討を行えるかについてでございますが、町営住宅条例により、公営住宅の入居者相互に入れ替わることが、双方の利益になることについては、公募を行わずに町営住宅に入居させることが可能となっております。入居者間の話し合いで解決すれば、移転することも可能であると考えております。

また、他の町営住宅を含め、同等の家賃でというご質問でございますが、町営住宅の家賃につきましては、先程もご説明いたしましたように、毎年度、入居者からの収入の申告をいただき、算定に基づいて家賃を決定しておりますので、その都度、変更になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） 私の質問にちゃんと答えていただいていない部分があると思うんですが、健康上の理由から、今の2階以上がしんどいので1階の部屋に移転したいといった要望が、私も住民の方から聞きまして、担当課にそういう要望を申し出たところ、町営住宅では、他の部屋の移転は原則できないという返事だったと。私その後も、本当にそうなんですかということを何度も確認しましたが、ちゃんとしたお答えいただいていないんですけれども。できないんですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 先程ご解答いたしました町営住宅の現在の空き状況でございますが、現在最新の情報で4戸、空き情報がございます。公募をいたしている状況でございます。もしそこで1階の部屋が空いた場合にですね、移転を希望されることがあれば選択肢に入ってくるとは思いますが、まず大前提、町営住宅のですね、入居の条件といたしまして、住居に困窮している方が入居していただくという条例上の規定がございます。そちらの方がございますので、まずは一度公募させていただいてですね、応募者がいない場合には、転居の手続き等、検討できるかと考えますので、また個々に相談をいただけたらと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 違うと思いますよ。1階の部屋が空いた場合は、選択肢に入るけれども、その公募は一旦するという答弁だったと思うんですけれども。公営住宅法第22条第1項「政令で定める特別の事由がある場合、公募によらないで公営住宅に入居させることができる。」となっていますよね。で、その政令の施行令第5条第3項、「既存入居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けるものとなったこと。」それから、「世帯構成及び心身の状況から見て。」心身、心と体ですよ。精神的にもしんどくなる鬱とかの状況から見て、「当該、既存入居者が募集しようとしている公営住宅に入居することが適切であること。」こういった場合は、募集をしないで、そういった方を優先的にあてることができるっていう規定があるじゃないですか。今まで、だからそれはできないという説明をしていたんですよ。間違いじゃないですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 入居を希望される方の条件等につきましては、個々に相談をいただいております、その都度、検討してまいりたいと思いますので、そういう条件に当てはまる場合がございますら、再度、検討させていただきたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。もう一度、法律、施行令、ちゃんと見て検討していただきたいと思います。

熊本県の県営住宅の住み替え。住み替えの場合の取り扱い要綱っていうのを出しているんですね。ちゃんと公営住宅の。これは、先程、言った法に則って、例えばそういった健康上の理由ということもありますけれども、家賃の支払いが困難になり、安い住宅への住み替えを希望される場合であるとか。迷惑行為等による精神的な圧迫が続く場合であるとか。知的障がい者で現に就労している施設に近い住宅への住み替えを希望する場合など、具体的に示して、要綱を整えているんですね、私は今、町営住宅2階以上のところありますから、当然、これから高齢化して足腰が弱っていくということがあるので、そういった1階に移りたいという要望は当然、出てくることだろうと思うんです。その場合に、要望を受け付けるけれども、1階がないのでっていう場合もなかには当然あるとは思いますが、そういった場合に対処するためにも、やっぱり要綱というのをきちんと整えておくということが大切だと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議員おっしゃるとおり、住民の状況、入居者の立場に立ってですね、検討するということは大事なことでと考えておりますので、今後、要綱等についてもですね、検討してまいりたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。それとですね、当然、住み替えになるときに、家賃というのがやっぱり一番、入居者にとっては。一番のなのかは分かりませんが、相当、その気にかかると思うんです。それで、その家賃が移ったら高くなるというだけでは、やっぱり移りたいということも言い出したくても言えないということにもなると思うので、家賃が減額できる場合はどういう場合なのか。そして、移った場合、どういう基準での減額になるのかっていうのも併せてですね、しっかりと示していくようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 要望等ございましたら、きめ細やかにですね、内容等、

ご説明させてまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただけたらと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 次に移ります。

7番目として、論田地域にある町所有の工業用地は、かつて住宅用分譲地や企業誘致の計画がありましたが実現はしていません。木造平屋で子育て世帯も入居できる住宅や、高齢単身世帯も入居できる住宅団地など、これからの住民の住宅ニーズを満たす新たな町営住宅の整備を検討できないでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） ただ今のご質問にお答えいたします。

住民の住宅ニーズを満たす新たな町営住宅の整備を検討するというご質問でございますが、現在、町営住宅につきましては、適正な管理運営のあり方及び公営住宅等ストックの有効活用と長寿命化に向けた取り組み等を明確にするため「内子町公営住宅等長寿命化計画」を策定しております。長寿命化に関する基本方針に基づき、適切な安全性と適切な居住性を確保し、公営住宅の長期にわたる活用を図っているところでございます。

また、「内子町公営住宅等長寿命化計画」において、公営住宅等に関する基本方針として総資産量の適正化の観点から、できる限り新規設備を行わないこととしておりますので、論田地域にある町所有の工業団地を含めて、町営住宅の整備についての予定はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。これまでの計画で新設はできるだけ行わないという方針だということは分かりましたけれども。ご存じだと思いますけれども、徳島県神山町では、主に子育て世帯向けに、木造で地元産材を使った環境対応住宅というのを建設して、非常に全国から注目されているということです。それから、単身世帯向けということで2戸だけですが、共有スペース、ダイニングであるとか、お風呂であるとか、トイレは共有だけれども個室があるというのもですね。現在、都会の方でも、そのシェアハウスであるとか、そういった暮らし方も注目されていますけれども、高齢者等の孤立、孤独対策という点から見ても、そういった共同生活というのも注目に値するんじゃないかと思いますけれども。そういった検討は、なかなか難しいんですか。町長、いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今のご質問なんですけれども、今の論田団地はですね、これはちょっと地理的にもですね、非常に厳しいところがあるなど、まず思います。それと、

町内にもですけれどもね、やっぱり内子、五十崎、小田もそうなんです、やっぱり空き家がですね、とてもあります。本当、老朽化をしてですね、綺麗にすれば本当に住宅いっぱい建つのかなという土地が本当にたくさんあります。そういったところのですね、町の中にあるわけですから。そういったところの活用ですね。まず空き家ですね。そういったところの活用をしていくことがまず一番大事なかなと思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。それからですね、再質問ですけれども、先程の「公営住宅等長寿命化計画」、これもともと立てたのが平成23年で非常に古いということですが、一応、令和4年には更新というか、継続を確認したということですが、一応、ホームページとかでは公開していませんよね。久万高原町なんかは新しく更新したものをホームページ上で見られるようになっていて、ざっと見たらなかなか立派なもので、方針なんかもはっきりしているし、この住宅については用途廃止なのか、継続・検討なのかみたいな、しっかりと住宅ごとに記載されて、誰もが分かるような形になっていますし。公開ということもぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 長寿命化計画のホームページの公開でございますが、当然、公開してまいりたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 次に移ります。

高齢者の補聴器購入助成についてです。年をとるにつれて聞こえにくくなる加齢性難聴ですが、先日愛媛新聞の11月の記事でも、医学会が加齢性難聴対策の展開を始めているという内容が掲載されていまして。その中で、東海大医学部、耳鼻咽喉科頭頸部外科の和佐野教授の話が紹介されていまして。「難聴は、社会的孤立や認知症、うつ、転倒につながるとのデータが国際的に積み重なってきた」とし、「加齢性難聴を放置すると、社会的孤立に陥る確率が2.78倍。うつの発生率が1.48倍、認知症の発生率が1.37倍に上るとの報告が、ここ数年で相次いだとしています。

（1）として、令和6年度に新たに始まった高齢者補聴器購入助成事業の現時点の利用者数はいかがでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 関根議員のご質問にお答えします。

ご質問の高齢者補聴器購入助成事業の利用者数についてのご質問でございますが、直近

の11月25日現在で、24件の交付決定を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） （2）申請の際には、補聴器購入業者が作成した見積書を添付することが必要とされていますが、これまでの実績で、見積もり金額の最低価格、最高価格、平均金額はいくらでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） ただ今のご質問にお答えします。

ご質問の高齢者補聴器の見積もり金額の最低価格、平均金額等についてのご質問でございますが、両耳購入と片側のみ購入されるケースがございまして、両耳の方が7件、片耳の方が17件の計24件交付しております。

両耳の場合の最低価格が9万5,000円。最高価格が48万円。平均で31万1,571円となっております。

片側の方では、最低価格が8万4,000円、最高価格が30万5,000円、平均で20万飛んで3,329円となっております。

両耳分を単体として単純に計算した場合、最低価格は4万7,500円、最高は30万5,000円、平均価格で18万1,858円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。（3）補聴器購入助成金は、補聴器購入本体の購入費2分の1のうち上限3万円とされますが、購入金額に対して助成金額が低く、利用したくてもできないという住民の声を多く聞きます。同様の事業を実施している自治体では、住民税非課税世帯に限定しているところもありますが、上限金額を引き上げることを検討できないでしょうか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） ただ今のご質問にお答えいたします。

高齢者補聴器の助成金の額についてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、この助成は令和6年度、本年度より始まった制度でございまして、助成単価の設定にあたりましては、先行して導入しておりました他の自治体の状況や、障がいのある方に対し給付しております補装具の基準による算定方法などを参考に、高度難聴の基準額を上回らない範囲で設定したところでございます。

上限金額を上げることにつきましては、今年度、制度を開始したところでございますので、今後の補聴器の価格の動向や障がい者の補聴器の基準を見極めながら、現状のまましばらく状況等を確認してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。今後の動向を見極めたいということだったんですけれども、先程の質問で、片耳換算で、単体で平均が18万円あまりということだったんですけれども、3万円の助成金があっても18万円もする補聴器を購入しようというのはなかなか踏み切れない方もたくさんいらっしゃると思うんですよね。ここ数年で多くの自治体が補聴器購入助成制度というのを始めていまして、日本補聴器販売店協会の調べでは、2023年12月現在で、237自治体が同制度を実施しているということになってるんですけれども、それによると、助成金額の限度額で一番多いのがやっぱり3万円ということになっていまして、64自治体。しかし、これについて5万円としているところも、次に多い50自治体あるんですね。昨年の12月ですから、これには内子町は入っていませんけれども、愛媛県内でも内子町の他に砥部町、伊予市で助成制度が始まっているということです。

今年度、東京23区のすべての自治体で助成が実施されているそうですけれども、助成額は年々見直しをされて、現在、東京都内で最も低い助成額が5万円となっているそうです。助成限度額、やっぱり3万円から。片耳18万円平均でする補聴器ですけれども、高齢者の健康の維持増進を図るという観点からも、助成金額を3万円から5万円程度以上に増額するというのが、やはり必要ではないかというふうに私は思うんですけれども、小野植町長の次の町長選の公約として検討することはできないでしょうか。小野植町長、お願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。補聴器の補助の増額でございますけれども、先程、答弁申し上げましたとおりですね、まだスタートしたばかりでございます。この質問の中にですね、利用したくてもできないという住民の声を聞くということなので、補助申請をされていないのかなというふうに推察したんですけれども。ある程度の金額する、補聴器がですね。それは存じておりますけれども、その一助になればということでスタートしたばかりでございますので、ぜひ多くの方にですね、利用いただきたいと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 最後に、加齢による難聴の進行度合いを判断するため、毎年の特健健診で希望者に聴力検査を有料で実施することはできないでしょうか。

○保健センター所長（上石由起恵君） 議長。

○議長（久保美博君） 上石保健センター長。

〔上石由起恵保健センター所長登壇〕

○保健センター所長（上石由起恵君） 加齢性難聴の進行度合いの判断のために、集団健診での検査についてのご質問にお答えいたします。

現在、集団健診の委託機関に確認を取ったところ、職域健診では聴力検査を実施しているため、検査自体は可能ということでした。

しかし、検査結果のレイアウト等のシステム改修が必要であること、県内自治体での実施実績がないこと、集団健診の会場で聴力検査ができる環境が作りにくいということから、現時点では実施できないとの回答をいただいております。

また、聴力低下の原因として、年齢が高いから加齢性難聴と判断することは、治療を必要とする疾患を見逃す危険性があることから、難聴の症状が出現したり、増悪した場合においては、住民の方々へは、ためらわず耳鼻科を受診することをお勧めしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。なかなか物理的には可能かもしれないと。集団検診ですけれども。でも、システム改修とかいろいろ難しい点もあるということなんですが、金沢市の例ですけれども、これは個別健診という形で、市内の医療機関で聴力検査を実施できるようにしているというような事例があるようです。あと、内子町内には、耳鼻科というものが医療機関がないわけなので、なかなか町外に出て検査をしに行くというのも、ハードルが高い面もあるのかなと思いますので。ぜひともですね、広範囲にとかっていうことは難しいと思うんですけれども、1年のうち一定期間ある、町の中心部でですね、有料になっても、それは仕方ないと思うので、そういったことも検討していただきたいというふうに思います。なかなか再質問、答弁難しいと思うので、答弁は結構です。

最後にですね。小野植町長、昨日の招集あいさつで、4年間の町政の施策成果について報告がありました。その中で「選択と集中により事業費の平準化に努めた」という話がありまして、まさにその「選択と集中」という面では子育て支援ということで、様々な高校生年代の医療費無償化であるとか、様々な支援をしていただいたということで、非常に私も良かったと思っていますし、感謝されている声もたくさん聞きます。

一方でですね、これは国の施策でも子育て支援がかなり充実したということではあるんですが、年金生活者の方にとってはですね、なかなか年金も物価高の水準ほどは年金が上がりませんで抑えられるというようなこともあってですね。支援が子育て世代にばかり偏っているというような恨み節みたいなこともよく聞こえてくるわけです。

小野植町長は2期目を目指すということで、次の町長選立候補を表明されているわけですが、改めて補聴器購入助成も含めた高齢者施策の拡充ですね。それから、低所得者や障がい者などの福祉政策についてもしっかり維持向上を図っていくということを表明していただきたいと思うんですが、最後に町長、答弁お願いできますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 当然ですね、子育て世帯にも注力しておりますけれども、高齢者支援、こういったものは引き続きですね、生活するうえでですね、年金に上乘せするというようなことはできませんけれども、少しでもですね。高齢者の方がそれぞれの地域におられます。そういったなかで、生活しやすい。そういう環境をですね、これは引き続きですね、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで、暫時休憩します。午後2時10分から再開いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。

12月定例会にあたり、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、内子町の今後の歴史的資源の保存活用についてです。

内子町は平成17年の合併以来、総合計画に、「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を掲げ、まちづくりに取り組んできました。現在、策定中の第3期総合計画においても、引き続き、これを目指す将来像とし、「歴史にのぞみ、未来をひらく」を行動理念として謳っています。内子町がその歴史を守りつつ、未来に向けて発展するために、これらの資源をどのように活用していくべきか。また、その取り組みの進捗状況について伺います。

まず最初に、町内の文化財の現状についてです。町内には、町や県、国の指定を受けている有形及び無形の文化財があると思いますが、具体的に、現在何点の指定文化財が存在しているのか。またその管理体制について教えてください。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。塩川議員のご質問にお答えをさせていただいたと思います。

町内の文化財の数でございます。合計で125点でございます。その内訳は、国指定は国選定の重要伝統的建造物群保存地区や国登録の登録有形文化財を含め24点。県指定は天然記念物など7点。町指定は94点でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 関連しまして、再質問になるんですが、その管理体制。これはそれぞれ国や県などから何らかの人員が派遣されたりとか、予算措置がされたうえで管理されているのでしょうか。その体制についてお聞かせください。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。管理体制についてお答えをさせていただいたと思います。国や県につきましては、所管はありますけど、教育委員会でありまして、町並・地域振興課の職員の方ですね、直接管理している部分もございますし、地域の皆さんが管理いただいている部分についてもございます。町指定の部分につきましては、所有者、その地域の方になつて部分もありますけれども、その方が通常は管理。そして、年に1度はずね、町が依頼されたですね、パトロール隊、これによって管理をしている。管理じゃなくて、管理状況を確認している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 国や県に関しては、何らかの予算措置というものはあるのでしょうか。管理にあたってです。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。管理に関してはないというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

続きまして、2つ目、伝統芸能の保存と継承活動についてお尋ねします。

第2期総合計画の個別計画のひとつとして策定された「内子町文化芸術推進基本計画」の「目標2」には、「地域の古きよき伝統文化を守り、活用し、継承する。」とあります。地域に伝わる伝統芸能にはどのようなものがあるのか。また、その保存や継承に関する活動がどのように行われているのかについて。またその活動をどのような主体がリードして行ってい

るのか。町で把握している内容について、具体的にお聞かせください。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 平成25年4月1日より運営している内子町伝統文化継承団体連絡会におきまして、伝統芸能の把握に努めております。獅子舞や社切り、漫才や神楽など、計12団体が加盟をしております。活動状況といたしましては、各地域における催事や発表の場といたしましては、「内子町伝統芸能まつり」を行っており、昨年で通算10回の開催となっております。

今年度は、次世代を担う子どもたちの発表の機会として、姉妹町村である沖縄県宜野座村にて開催する「子ども芸能祭」に内子町こども狂言くらぶが出演いたしました。これは「がらまん子ども芸能祭」で10月1日に開催しております。

また、伝統芸能の保存継承のため、連絡会を通して、各種の研修や補助金の情報交換を行っており、直近では、愛媛大学と共催した内子町無形文化財保護団体交流研修会を行い、各種伝統芸能の特徴を学びながら、継続するための解決策について意見交換を行っております。

活動主体といたしましては、各地域の伝統芸能を支える保存会などがありますが、伝統芸能継承のため、町といたしましては、内子町伝統文化継承団体連絡会が窓口となり、各種の調整役を担ってきております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。地域住民や保存会を中心に活動されて、町が調整役を担っているということが分かりました。

次に3番目、内子町伝統芸能後継者育成事業補助金についてです。町は、地域に伝わる伝統芸能を保存継承するために、青少年への技術伝承に取り組む自治会に対して、内子町伝統芸能後継者育成事業補助金を交付されていますが、この補助金の交付実績、また交付状況についてお聞かせください。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。平成24年度より施行している補助金でございますけれども、これまで41自治会中9つの自治会より申請を受け、交付をしております。内容は、獅子舞や神楽、牛鬼などの修理費用であり、平成24年度から本年度予定を含めると、計19件。約180万円の補助額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 今の質問の再質問なんですけれども、こちらの41自治会中、9自治会。交付金の対象が自治会になって、主に地域のお祭りというふうな認識を持ったんですけれども。ということは、残りの自治会には、特にその継承すべき伝統芸能みたいなものは把握されていないということでしょうか。それとも、活動主体が自治会ではなかったりして、この助成の対象にはならないということでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 9つの自治会以外ですね、この伝統芸能がないということではございません。ただ、牛鬼などに関する出しものについてですね、修理等はなかったということというふうに理解をしているところでございます。こちらの方の補助金につきましては、毎年、自治会連絡会の総会がございますので、その時に周知をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ということは。

○議長（久保美博君） 塩川議員。ランプがついてから。ゆっくり落ち着いて。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ということは、この交付金を必要としていない自治会は、例えば自治会費で賄いきれているとか、そういうふうな理解でよろしいのでしょうか。お祭りの。例えば、神輿の修理だったり。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

まだ、質問ありますか。

○2番（塩川まゆみ君） 大丈夫です。

○議長（久保美博君） 大丈夫。

はい。福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 自治会費を活用してっていうことは、おそらくないのではないかなというふうに思っています。それぞれの団体の方で予算を工面して実施をいたしておるというふうに私は理解しておりますけれども。はい。そのようなことで、よろしくお願いしたいと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。関連しますけど、最後に来期の基本計画のなかの「基本目標3」、「魅力づくりの3」、「内子らしさを守り育て、未来へつなぐまち」についてお尋ねし

ます。計画の概要には、「内子らしさ」の根幹となる歴史・伝統文化、自然、景観など、歴史的資源を生かしたまちづくり活動の促進と国際的視野を有した担い手の確保を図るとともに、それらを強みとした観光について、新たな観光資源の発掘、二次交通の整備や国内外への情報発信など、内子らしく磨き上げ、内子に住む人も、訪れる人も魅力を実感できるまちを目指します。」とありまして、この歴史の保存活用というものが、このようなちょっと野心的な目標の土台となるものであるとの認識であります。どのような取り組みを具体的に想定しているのか。また、その中でも特に注力すべき施策とするものは何だとお考えなのか。現時点で結構ですので、お聞かせください。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。町並み保存をはじめとする景観・歴史的風致の維持向上でございます。具体的には、内子座などの歴史的建造物の修理をしっかりと進めながら、人づくりに寄与できるよう、内子らしさを形作る歴史的資源についての各種調査や学びの場を設けます。そして、内子町歴史的風致維持向上計画推進協議会により進捗状況を確認し、及び策定予定である「内子町文化財保存活用地域計画」に盛り込みます。なお、「文化財保存活用地域計画」とは、文化庁が認める内子町の文化財に特化した計画であり、令和11年度までの認定を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） この先程からのこの「内子町文化芸術推進計画」というものがこの対象とする文化芸術として9つの分野が挙げられていまして、音楽、美術、写真などの芸術から、能楽、文楽、歌舞伎、組踊などの伝統芸能、生活文化、国民音楽など大変幅広く。この中の8つ目に有形無形の文化財並びにその保存技術の文化財など。9つ目に、地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能、民俗芸能というのが掲げられております。

今回のこの質問のテーマであります歴史資源の保存活用というのは、まさにこの8番、9番に含まれるものだと考えるんですけども、この文化芸術推進計画というのは、ある意味、総花的なものであり、歴史資源の保存活用に関する施策を強力に推進する根拠の計画としてはやや不十分に感じられるのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 先程の答弁の中にも、課長お答えさせていただいたんですけども、文化財の保存活用につきましては、来年度から「内子町文化財保存活用地域計画」を複数年に渡るとは思うんですけども、そういったものを整理いたしまして、文化財を点として捉えるのではなく地域の面として捉えて、それをやはりそれぞれの文化財が有機的に連携する

なかで、保存、そして活用していきたい。そういった形で保存しないと、先程、議員のご質問にもあったように、やっぱり文化財のやっぱり一番の課題は管理でございます。ところが、やっぱり人口減少問題のなかで管理する担い手が減少していて、なかなか多くの建物とか、地域の大きな樹木などの管理が行き届いておりません。そういった面をこれからやっぱり克服するためには、こういった整備計画を作るのが大切じゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

これからその計画される保存活用計画は、文化庁が平成30年から文化財保護法改正の後に、地方公共団体に作成を奨励している歴史文化基本構想に相当するようなものという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 議員の言われるとおりで結構でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。この歴史文化基本構想は、もう本当に文化財の総合的な保存活用のための方針なので、強ちにマスタープランとして役割が期待されていくと思います。ただ、今、内子町が強ちに推進してるこの「歴史的風致維持補助計画」だと、特に無形の伝統民俗芸能や山間部の文化財、ちょっともう本当お地藏さんとか、ちょっとしたお堂のようなレベルの文化財なども含めて、どうしても優先順位が低くなってしまうと思いますが、それらもこの来年度から策定の計画の中で把握して対応していくという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。これまさに議員の言われるとおりでございまして、特に指定されていないような文化財につきましても、地域計画の中でしっかりとフォローしながら、面として文化財を保存していくということでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

この「内子らしさ」の中核となる文化や伝統を守り未来につなげていくためには、高齢化と人口減少が進む地域の関係者の方々の個人力に頼っては立ち行きませんので、歴史的資源が適切に保存され、次世代に受け継がれるためにも、町の一層の注力を期待しており

ます。

それでは続きまして2つ目、地域おこし協力隊事業についてお尋ねいたします。

募集におきましては職種と地域が設定されていますが、これは町内各地域ごとの特色やニーズに合わせた職種、業務内容の選定が重要になるものと認識しております。町としてどのような基準で職種や派遣地域を決定しているのかについてお聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、塩川議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、地域おこし協力隊制度は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや、地場製品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住。定着を図る取り組みでございます。内子町では、これまで合計23名の地域おこし協力隊を採用し、様々な地域課題の解決や地域活性化に取り組んできたところでございます。

ご質問の地域おこし協力隊の募集についてでございますけれども、まず町や地域の課題、また新たな魅力や価値の創造などについて地域と行政が一緒に考え、その解決や創造の手段、手法について検討するなかで、最も有効な方法が外部人材の導入だとなった場合に、協力隊の募集を考えます。そののち、現場の課題でありますとか、受け入れの目的、達成したい目標やミッション、また活動内容や求める人物像、こういったものを整理してまとめます。それをもとに、町の理事者と課長級職員で構成する政策会議において、実現の可能性、また、費用便益、有効性などについて協議検討し、募集についての可否を決定いたします。

こうしたプロセスを経て、募集してまいりますので、その中において募集する職種や地域が自ずと決まってくるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

行政と地域が当然、協議を重ねるということなんですけれども、この地域というときに、主体となるのは、例えば自治会なんですか。それとも、もっと小さな行政区であったり、行政区と言いますか、そういう単位であるのか。あるいはその地域の何かしら商業企業であったりとか、そういうものであるのかについて、もう少し詳しくお聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） ただ今、ご質問の点につきましては、今、議員言われましたとおり、自治会であったり、あるいは行政区であったり、あるいは地域の団体であったり、それぞれ、様々でございます。課題がどこにあるんだろうっていうようなことを考えたときに、

その地域資源の中にあるのか、その団体の中にあるのか、そういったことによって変わってくるというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 次に移ります。

地域おこし協力隊の卒業生の定住率についてお尋ねします。協力隊の任期を終えた後に内子町に残られる方の割合はどの程度なのでしょう。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。先程も答弁させていただきましたとおり、地域おこし協力隊制度は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域協力活動を行いながら、その地域へ定住・定着を図る取り組みであり、内子町では、これまで23名、協力隊を採用し、様々な地域課題の解決、地域活性化に取り組んでまいりました。

ご質問の定住率でございますけれども、現時点において、地域おこし協力隊を卒業した隊員は14名でございます。そのうち、5名が定住しておりますので、定住率といいますのは、35.7％でございます。

なお、現時点において定住していない元協力隊員が9名ということになりますけれども、その理由につきましては、そのうち3名が退任後も町内に定住しておりましたけれども、その後、結婚などの理由により転出されました。また、その他、定住せずに転出した者のうち、親の介護による転出が1名、また結婚による転出が2名などとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

協力隊の皆様もいろんな人生の段階があるということなんですけれども、この定住とみなす。これいろいろ調べていても自治体によってバラバラのようなんです。定住とみなす条件というのは、内子町ではどのようにお考えなのでしょう。例えば、何年住んだらとか、何かそのような明確な条件がありますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（黒澤賢治君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。明確にですね、定めているものではないんですけれども、退任した後、内子町にそのまま住んでいただいた方については、定住したと。その後、結婚等の理由などで提出された場合には、その定住された後、転出されるということで、定住率の中にはカウントしておりません。

以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。例えば、退任後1年間住んで転出された方。これは定住ではない。3年住まれたら定住に。例えば、その後、何らかの事情で転出されても、3年住んだら1度は定住としてカウントするような考え方でよろしいですかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。退任されましたら、その翌日からもう内子町に住んでおられる場合には、定住したというふうにみなします。また、様々な理由でですね、転出された場合には、定住率の分子の方から外すということにしております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。翌日から定住とみなしていいのかは、ちょっと疑問が残るところですが3番目にいきます。

受け入れる地域のサポート体制についてお尋ねします。協力隊は実際に町内に住んでいただくので、協力隊員の住居の周り、受け入れる地域のサポート体制というのは、事業の効果や任期満了後の定住などに大きく影響する部分だと考えます。協力隊の方々がスムーズに地域に溶け込み、活発に活動できるようにするために、受け入れ地域としてのサポート体制はどのように整備しているのか。それにあたって、主導するのは行政なのか。それとも地域の方なのか。その具体的な内容についてお聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい、それではお答えいたします。

地域おこし協力隊制度を活用するうえで一番重要なことは、ミスマッチを防ぐことだと考えております。そのためには、議員ご質問のとおり、受け入れ側のサポート体制が非常に重要であると考えております。受け入れ側が役場であっても、また地域であっても、必ず担当の職員をつけております。その職員がサポートの中心を担うこととしております。

また、ミスマッチを防ぐため、協力隊に応募や問い合わせをされた方と、オンラインによる事前相談を行うこととしております。場合によっては現地にお越しいただき、地域のキーマンや先輩協力隊員、移住者などに会っていただくようなサポートもしております。さらには、住居探しについてもサポートしているところでございます。そういった着任前のやりとりを通して、両方の信頼関係を少しでも高めていくように取り組んでおります。

着任後におきましては、業務上の相談や生活面での困りごとなど、暮らし全般に係る相談にも乗るなど、隊員に寄り添ってサポートいたします。加えて、ミッション遂行の短期及び中長期のビジョンなど、これらを一緒に作成し、隊員と受け入れ側が同じ方向を向くことが

できるような取り組みも、サポートのひとつでございます。

当然、関係者間でトラブルが発生した場合などには、職員が積極的に関わり、解決を図る場合もございます。

一方、地域の方からも着任した協力隊員に対し、人や地域の紹介をはじめ、地域行事へお誘いいただくなど、協力隊員が少しでも着任する地域に溶け込むことができるよう、また隊員のやりたいことがスムーズにできるようサポートをいただいているところです。

今後におきましても、地域おこし協力隊が、3年間の活動中に地域に愛着を感じ、退任後、内子町に住み続けたい、また何らかの形で引き続き関わりたいと感じていただけるよう、受け入れ側のサポートを充実してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 引き続きまして、4つ目です。

現在、協力隊員のほとんどは町の会計年度任用職員として採用されていると思いますが、今後、個人事業主への委託型への転換をすることについて、町の考えをお伺いいたします。

去る10月7日に総務文教常任委員会の行政視察として訪れました西予市は、愛媛県で一番多く協力隊が活躍する町として評価されており、現在、県内最多の25名が協力隊として活動されています。

西予市では、平成28年度より、会計年度任用職員タイプの雇用型に加えて、個人事業主タイプの委託型の協力隊の募集を開始し、現在では1名を除いてほとんどが委託型になっているということです。これは協力隊員が地域に根差し、みずからの事業として、地域資源を活用しながら定住するための重要な手段になっています。委託型にすることで、協力隊としての活動が任期中だけにとどまらず、任期終了後の生活基盤に繋がるものとなり、地域の持続的な活性化と成長を促進するものとして効果を上げています。特に協力隊の活動内容が事業として展開されることで、地域における事業の多様性や創造性が増すことにも繋がります。

具体的には、農業や地場産業の発展に寄与する事業、観光業、地域ブランドの開発などに従事する例があるということです。先程の西予市の場合は、令和6年度9月までの卒業生44名のうち、29名が愛媛県内に。さらにそのうち25名が西予市内に居住されているということで、全国平均の定住率52.0%に比べても高い56.8%となっています。

この原因として、西予市の担当の方は、やはりこの個人事業主型で業務を委託する形が非常にこの地域とのネットワークを得やすく、また最初から事業主として自立する道を選ぶことによって、会計年度任用職員として雇用されているよりも、勤務条件や副業、その他の点の規制が緩く、より活動を自由に効果的に進めていくことができるとしています。これらの西予市の成功事例などを参考に、今後内子町においても、協力隊員の活動を個人事業主委託型に転換することについて検討していくべきではないかと考えますが、いかがお考えで

しょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、地域おこし協力隊の雇用形態には、大きく分けて町との雇用契約がある雇用型と雇用契約のない委託型の2種類があり、現在、1名の協力隊員が委託型で業務を行っておりますが、残りの8名はパートタイム会計年度任用職員として雇用しております。

ご質問の地域おこし協力隊員の雇用型から委託型への転換についてでございますが、今後も基本的には現行どおり、会計年度任用職員を基本として雇用していく予定でございます。

その理由といたしまして、パートタイムの会計年度任用職員は、以前の臨時職員ではできなかった兼業が、休暇、休業中、時間外に限り認められることになったことで、企業や就業に向けた準備ができやすくなったこと。また、健康保険や年金、有給休暇、特別休暇などの福利厚生が充実していること。勤務管理がしっかりできることで、事業の進捗がタイムリーに確認できることなどがあり、地域おこし協力隊員にとってだけでなく、受け入れ側にとっても、委託型に比べ、利点が多いことが理由に挙げられます。

しかしながら、議員ご質問のとおり、ミッションを遂行しながら、退任後の起業などに向け、勤務中に対価を得るための事業を行う必要がある場合など、パートタイム会計年度任用職員では対応しきれないと想定される場合などには、これまでも委託型へと変更するなど、状況に応じて個別に柔軟に対応しております。今後も同様に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。会計年度任用職員として雇用されることは、見知らぬ土地では特に、生活の安定にはつながることかとは思いますが、例えば、農業として来られた方などは、役場への出勤義務というか。例えば、必ずなければいけないとか、やはり定時に縛られるであるとか、そのような不具合というのはないんでしょうかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。一応、会計年度任用職員、パートタイムとなっておりますので、勤務時間というのは決まっております。ですが、必ずですね、例えば総務が所管する隊員がいるとすればですね、朝は総務課の席に必ず座りなさいとか、そういったことまで

は求めるものではなくてですね。場合によっては朝から夕方まで現場の方で、必要があればですね、勤務するとか。そこら辺のところは、柔軟に対応させていただくようにしております。それはあくまでも雇用型でございますので、勤務時間等は決めさせていただいております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。例えば、任用期間が終わった後に、引き続き、町の会計年度任用職員としてであったり、正職員としての試験を受けられたりというような選択肢というのは開かれているのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。もちろん隊員、任期は3年でございますので、原則として。3年度終了後ですね、町の正職員の試験を受けてですね、合格すれば、もちろん正職員となることもあるでしょうし、また会計年度任用職員についても同じだと思うんですけども。ただ、ご自分のですね、地域おこし協力隊員としての任期中に見つけられました技術でありますとか、ノウハウでありますとか、人間関係。それらを継続して、より発展させるために定住していただくということを目的にしておりますので、そういった点から、協力隊員も、その後の道を選択されるだろうというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。いろんなケースがありますし、地域おこしのあり方自体が国の事業として始まってもうある程度長いんですけど、いろんな問題も出てきております。内子町らしい、そしてまた地域おこしの方、いらっしゃる方の人生をある意味、預かるわけですから。何ていうんですかね。内子のためにも、ご本人のためにもなるような形でサポートを引き続きしていただけたらと思います。

はい。最後になります。

「後期総合計画」、「ミライ10 内子のミライ」における「内子駅前交流計画」についてお尋ねいたします。

第2期総合計画の37ページに記載の主な取り組みとして「内子駅前交流計画」というのがありますが、次のような文章があります。「JR内子駅は内子町の玄関口ですが、賑わいがなく、観光スポットへのアクセスの悪さを指摘されています。カフェや店舗などの出店を促し、玄関口にふさわしい賑わいを創造することが望まれます。」

個人的に、JR内子駅周辺は、ほぼ毎日のように通ります。旅里庵やレンタサイクルなど、取り組みが拡充しつつあるとの報告は議会としても受けていますが、実際この総合計画の記述で指摘されていることは、私が内子町に移住してきた2011年当時と比べても、残念ながらあまり改善していないような印象を受けます。南京はぜ通りや、駅から直進して、国

道56号に降りる道、また畑中自治会内の住宅地の道などを、地図を片手に迷っておられる観光客の方々に多く遭遇します。特に、私は内子座や町並みのお店への行き方をよく尋ねられることがあります。

前置きが長くなりましたが、この項目の1つ目の質問です。内子町ホームページでも公開されている「内子町まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗管理検証シート」の令和4年度、5年度版においては特に言及が見当たらなかったのですが、「内子駅前交流計画」の後期の主な成果について、また、その成果は、現在の駅前や観光客の利便性にどのように影響しているのかをお聞かせください。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） JR内子駅は、内子町の玄関口として重要な役割を果たしております。駅隣接の観光案内所、旅里庵では、タクシー券、またはレンタサイクル利用、伝統文化施設の入館券と町内協賛店舗で使えるお買い物券、旅里庵での手荷物預かりサービスがついた旅行商品などの販売を行い、観光客への利便性向上に努めております。

また、二次交通対策として、一般社団法人内子町観光協会と連携し、国の事業等を活用したeバイク等52台を導入し、レンタサイクル事業を強化したことにより、コロナ禍後におけるインバウンド客も含めた観光客の利便性の向上にもつながっております。

さらなる二次交通対策として、カーシェアリングの実証実験を第2期計画前期の令和元年に約半年間、JR内子駅と町の駅N a n z eの駐車場に普通自動車を各1台ずつ配置し行ってきましたが、採算性の問題から実現には至っておりませんでした。今後において利便性の向上を図るためにも、内子駅での配置を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 2つ目です。計画の中では、超小型モビリティの導入が示唆されていきました。「二次交通の充実は、前期計画からの課題でもある。」との記述もあり、今年6月からビジターセンターで運用中の2人乗り電気自動車を駅前に配置することについて、検討されたことがあるのかどうかお伺いします。この2人乗り電気自動車は、町内外の利用者からも高評価を得ているとの話を聞きますが、なぜ、以前から課題とされてる駅前ではなく、ビジターセンターへの配置が優先となったのでしょうか。その経緯をお聞かせください。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） はい。今年の6月25日から内子町で運用を開始し

ましたカーシェアリング事業は、株式会社トヨタレンタリース西四国が運営・提供するカーシェアリング事業で、一般社団法人内子町観光協会と内子町の三者連携により実施しております。現在、2人乗りの小型電気自動車を町の駅N a n z e 駐車場内に2台配置しております。

内子駅に配置することは検討したのかのご質問ですが、株式会社トヨタレンタリース西四国と協議していくなかで、内子駅の配置も検討いたしましたが、充電設備や配置場所、維持管理等の問題から、今回配置を見送りました。しかしながら、内子駅は観光客の玄関口でもあり、その利便性を向上させる必要があるため、今後において、町の駅N a n z e に配置している2台の利用促進を図るとともに、内子駅への廃止についても、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 配置についても関係機関との協議を進めていくということで、早急な配置を期待しております。

3つ目です。今後の駅前地域の活性化、利便性の向上についてのお考えをお伺いしたいと思います。

2022年、令和4年3月定例会の一般質問でも取り上げたのですが、2010年、平成22年3月発行の国土交通省四国運輸局による内子町における観光まちづくりコンサルティング事業報告書などをはじめ、過去の内子町が依頼したコンサルティング事業、また識者による提言、その他報告書などで指摘された明らかになった課題は、この14年間でどの程度改善されたのでしょうか。

これらコンサルティング事業も、当然のことながら町の予算を使って実施され、有識者の方々から貴重なご意見や提言をいただいております。例えば、この2010年の提言のなかには、「駅を降りたときに内子をイメージさせるものがない。ほしい。」「機関車があるだけでは足りない。」というような指摘も。これは今、指摘されたことなのかなと思う内容が多々あるわけです。現状を鑑みるに、前期総合計画、つまり合併以来、この「内子駅前交流計画」の優先順位は比較的高くなかったと思われませんが、その点はいかがお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。私の方からお答えをさせていただきます。

この駅前でございますけれども、今後の駅前地域の活性化を図るためには、多くの課題もあるなか、内子の玄関口でもあることから、内子らしさを形づくるためにも美しい景観づくりに取り組むことが重要であり、地域住民との連携を強化し、意見交換や協働を進める必要があると考えております。地域の自治会におきましては、内子駅前広場に降り立った方々な

どへのおもてなしの気持ちとして、植樹帯への花の植栽、隣接する休耕田でひまわりを植栽されたり、併せて、駅舎や駅前広場の清掃活動も定期的に行っていただくなど、駅前の景観向上に取り組んでいただいております。また、ボランティアの方々によるSL機関車の塗装も行っていていただくなど、皆さんで内子町を訪れる方々が少しでも気持ちのよいものになるよう、取り組んでいただいているところでございます。

このようななかで、利便性の向上対策として、二次交通の充実を図る必要があります。eバイク等の利用促進に加えて、先の質問で答弁いたしましたが、関係者と協議を進め、カーシェアリング等をはじめとして移動手段を充実するなど、気軽に周辺へ出かけていただく環境を作っていきたいと思っております。

また、情報発信の強化では、ウェブサイトやSNSの活用、観光パンフレットの充実、地域住民が内子町の魅力を積極的に発信することで、観光客との交流を生み出し、地域活性化に貢献できるものと考えております。また今年度、国の事業を活用したデジタルサイネージを内子駅前に設置することにより、中心市街地への誘導や観光情報など、内子に来訪される観光客の利便性を向上させてまいります。

さらに、デジタルサイネージには多言語機能も備えておりますので、急増しているインバウンド客についても、利便性向上につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 主に観光的な視点からの答弁ありがとうございます。

駅前広場周辺というのは、ほぼどの時間帯も閑散としているんですけども。私もかつてあそこの自治会に居住しておりましたので。通勤・通学するご家族がいらっしゃる方はその送迎で、町民の皆さんの車でJRの発着時間に合わせてロータリーが大混雑する時間帯もあります。また、デマンドバスやタクシーの昇降口でもありまして、私も家族や県外から来庁する友人、知人の送迎で車で駅前に入ることもよくあるんですけども、なかなか利便性がよいとはいえない状況です。

JRの本数は基本的には1時間に1本程度。この秋のダイヤ改正でさらに少なくなりました。例えば、観光客の方が1本汽車に乗り遅れてしまったときに、観光施設や商店街、町並みなどのお店に戻るには遠く、駅前周辺には時間をつぶせる場所也没有。また、雨や強風などの悪天候のときに快適に待機できるスペースも十分な数ではありません。

私や同僚議員の過去の一般質問においては、自家用車やレンタカーを利用される観光客が多い現状を踏まえ、基本的には町並み駐車場への誘導、利用を推奨するという答弁があったのですが、現在は、この気候危機への対策としてCO₂の削減、ゼロカーボンシティ実現に向けて、公共交通機関の利用が大いに推奨されています。JRを利用して観光に来ていただくという観点からも、駅前地域の充実、賑わいの創出というのは、内子町の観光振興事業において喫緊の課題。優先度はかなり高い問題であると考えております。

町並みや商店街の賑わい創出もちろん大切であり、森家の第1期工事も始まりました。しかし、先程から述べていますように、駅からそこに至る方法が十分ではありません。真夏、真冬に徒歩でしかないというのは、観光客の方にしてみたらとても辛いことです。JR、駅に降り立った瞬間に「内子町に来たんだ」という、案内版やお花だけではない、わくわくするような内子らしさを感じる演出があった方がよいというのは、この20年間、町民や有識者、検討会議など各種団体からも指摘され続けてきたことであります。

旅里庵の機能の充実には、もっと広いスペースが必要ですし、ビジターセンター的機能を持つ施設は、本来、玄関口であるべき、公共交通機関の窓口にあることも望ましいと考えます。内子の名産品を集めたアンテナショップがあってもいいですし、観光客に限らず、汽車の待ち時間に休憩や食事ができるようなスペース、カフェを併設したキヨスク的なお店であるとか、それは大手商業チェーンに限らず、個人経営でも。それこそ2番目の質問でありました地域おこし協力隊への委託事業としても検討してもよいのではないかと、これはもう様々な可能性が考えられますし、ここで今、私が挙げたようなことは、ちょっとこれまでも皆さん検討されてきたと思うんですが、何らかの理由で実現されず、今に至っていることと思います。

とにかく駅に降り立ったときに、あのややさびれた寂しい感じ。そして通勤、通学で利用する町民の利便性を考えても、駅前交流計画は、もう来年度、即優先度を上げて取り組む課題だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今の駅前についてはですね、まだ二次交通もですね、自転車についてはe-バイクも含めてですね、ある程度、対応はできているんですけども、多人数ですね、来られた場合の対応等についてはですね、まだしっかりできていないというような状況であります。それ以外のものについてもですね、まだ十分できていない状況であるのは事実でございます。

ただですね、例えばそこに魅力的な食事をするところであつたりとか、そういうことになりますとですね、過去にはそういうお店もあつたわけですけども、なかなかですね、これも利用される方がなければ、商業としても成り立ちません。そういうようなこともあつてですね、なかなかそういうのに。インパクトのある何か構造物ですとか、魅力ある構造物でもいいんですが、そういうものを作ることは是非も含めてですね、何かそういうことをする必要はあるとは思いますが、何かその辺りはですね。まずは二次交通あたりをしっかりとさせていただきながらですね、周辺の整備ですかね。そういうものについても検討はしていきたいなと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） とにかく休めるスペースがないというのは、観光においても、ま

た町民の交通、通勤、通学の町民の方にとってもちょっと致命的なことだと思うんです。町の違う地域で広場、集まる場所の事業をいろいろ進められていますけれども。何もそのおっしゃられた店とか飲食店でなくても、本当に松山、銀天街、大街道の辺りには、ただスペースだけあって、ちょっと自販機や軽食、そういうものが備えられている程度ですけれども、屋根があり、椅子があり、テーブルがあり、休める場所というのが随所にあったりするんですが、そのようなことも考えて、なるべく予算や手間、維持管理のかからないような、それでも集える場所を駅前に早急に施設設計していただきたいと思います。

来年度2025年は合併20周年であり、第3次総合計画が始動する年でもあります。本定例会の提出議案の中にもあるように、より高い行政成果を上げるための行政機構改革として、企画情報課の新設もあります。町長、議員ともに改選の年でもあり、体制が刷新され、町にとっても新たなスタートとなる節目の年でもあります。このちょうどよい期間に、内子町の玄関口、内子町の顔ともいえるJR駅前地域を併せて刷新する取り組みが加速することを大いに期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月13日、午後2時に開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 3時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年12月第142回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和6年12月3日（火）
○開会年月日 令和6年12月13日（金）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君		

○欠 席 議 員（1名）

15 番 寺 岡 保 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第13号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議案第74号 内子町学校給食費条例の制定について
- 日程第 4 議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第90号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第93号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第23 議案第94号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

午後 2時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が寺岡保議員から提出されております。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、森永和夫議員、7番、菊地幸雄議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第13号）」のとおりであります。

これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第74号 内子町学校給食費条例の制定について

○議長（久保美博君） 「日程第3 議案第74号 内子町学校給食費条例の制定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る12月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第74号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第74号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町学校給食の公会計化に伴い、本条例を制定するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により「議案第74号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第74号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第74号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって「議案第74号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第4 議案第75号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○議長（久保美博君） 申し訳ない。まゆみ委員長です。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る12月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第75号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第75号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬と費用弁償を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「非常勤特別職の氏名を公表、非公表する基準は定めているのか。」との質問に対し、「明確な基準は定めていないが、基本的には公表すべきだと考えている。しかしプライバシーに関することなど、協議する内容によっては非公表にすべきと考えている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第75号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定

いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第75号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第75号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第75号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第5 議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第6 議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第7 議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、「日程第8 議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上4件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る12月3日の本会議において総務文教常任委

員会に付託されました「議案第76号」、「議案第77号」、「議案第78号」、「議案第79号」の4議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第76号」から「議案第79号」までの4議案は、原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告します。

本4議案は、令和6年8月8日付け人事院勧告に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「会計年度任用職員の初任給は、給料表の何級の何号俸からスタートするのか。」との質問に対し、「会計年度任用職員の職種によって、それぞれどこからスタートするのかは決められている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第76号」、「議案第77号」、「議案第78号」、「議案第79号」の4議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第76号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第76号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第76号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第76号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第77号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第77号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第77号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第77号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第78号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第78号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第78号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第78号」は委員長報告のとおり可決されました。

最後に「議案第79号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第79号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

「議案第79号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって「議案第79号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第 10 議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
日程第 11 議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第9 議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について」、「日程第10 議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」、「日程第11 議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について」以上3件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る12月3日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第80号」、「議案第81号」、「議案第82号」の3議案に

ついて、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について「議案第80号」から「議案第82号」までの3議案は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告します。

本3議案は、機構改革に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第80号」、「議案第81号」、「議案第82号」の3議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第80号 内子町行政組織条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第80号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第80号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって「議案第80号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第81号 内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

「議案第81号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第81号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第81号」は委員長報告のとおり可決されました。

最後に「議案第82号 内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第82号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第8

2号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第82号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第12 議案第83号 内子町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る12月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第83号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第83号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、職員の定数を部局間において調整し、町民サービスの向上に必要な体制にするために、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「教育委員会部局の職員定数が減るが、自治会制度を担う教育委員会部局の自治センターの職員など、その体制を強化することが必要ではないのか。」との質問に対し、「地域づくりは教育委員会部局だけが担うものではなく、他の部局と連携を取りながら行うものなので、職員の増減が地域を支える力に影響を及ぼすものではないと考える。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第83号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第83号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第83号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって「議案第83号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第84号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る12月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第84号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第84号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、機能別消防団員制度の導入に伴い本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「機能別消防団の具体的役割について、マニュアルなどを整備すべきではないか。」との質問に対し、「4月1日の施行日までに機能別消防団の特定の消防事務に関する要綱を定めたい。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第84号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第84号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第84号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第84号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の
指定について

○議長（久保美博君） 「日程第14 議案第85号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る12月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第85号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第85号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、11月19日に開催いたしました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「指定管理施設のこれまでの利用実績は。」との質問に対し、「平成31年2月から、現在も居住し活用されている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第85号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第85号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第85号」は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第85号」は委員長報告のとおり可決されました。

- 日程第 15 議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 16 議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 17 議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 18 議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 19 議案第90号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について
日程第 20 議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第 21 議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第15 議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」、「日程第16 議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第17 議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第18 議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第19 議案第90号 令和6年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第20 議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」、「日程第21 議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」以上、補正予算7議案を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永予算決算常任委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告申し上げます。

去る12月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました7件の補正予算について、12月9日に委員14名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全7議案、原案のとおり可決すべきものであります。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出それぞれ4億1,829万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億2,580万円とするものです。前年同期と比較し、3.6%の増額となっています。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の調整と、まちづくりの柱としている「魅力ある風景や生活の基盤整備」、「観光振興」、「農林業の活性化」、「災害対策」等について予算化しています。

主な歳出予算ですが、4款衛生費において、母子保健に関する記録の電子化を行う機器を整備するため、198万9,000円を増額しており、委員から「母子保健の電子化の具体的な計画は。」との問いに対し、「DXが進められるなかで、健診等のデータを電子化するものだが、将来的には、母子手帳などを電子化することも、今後の計画として考えられる。」との答弁がありました。

7款商工費では、上芳我邸のネットワーク機器設定費として、101万2,000円増額補正しており、委員から「上芳我邸近くの内子中学校を經由して、無線LANのネットワーク機器を整備しなければならない理由は。」との問いに対し、「上芳我邸で有線LANを使うとなると、壁に穴をあける工事が必要となるが、それが不可能なため、一番近い内子中学校を經由して無線LANを整備することとした。」との答弁がありました。

8款土木費では、町村団地の漏水被害による改修工事として、875万3,000円計上しており、委員から「工事期間が長引くことが想定されるが、現在の入居者が住めなくなることが考えられるが、どのような対応を考えているか。」との問いに対し、「同じ団地に、同様の空き室があるのでそちらに一時移転いただき、工事を進める予定である。」との答弁がありました。

9款消防費では、家具等を固定するための器具の購入及び設置に要する経費の補助として、45万円計上しており、委員から「補助を受けても器具を自分で設置できない場合の対応はどう考えているのか。」との問いに対し、「器具を購入した販売店で設置をする費用についても補助の対象としている。また、内子町防災士連絡会にも器具設置の協力をお願いしている。」との答弁がありました。

10款教育費では、スクールバスの修繕料として96万1,000円計上しており、委員から「一番古いスクールバスは平成9年に登録したバスということだが、子どもたちを運ぶ車両なので、できるだけ早めに更新すべきでは。」との問いに対し、「古い車両から、なるべく毎年1台ずつ更新する計画である。」との答弁がありました。

その他、補正予算について多くの質疑がなされました。

質疑終了後の討論では、原案に反対する立場から、「町村団地の改修のための工事請負費について、町村団地が現在、半分以上の空き室があり、今後の入居が見通せない状況のなかで、3階の漏水が原因で入居者がいない下の階の部屋を修繕するのは少し拙速ではないかと考える。また、漏水も排水の不具合が原因だということだが、修繕に係る費用の875万円の内訳についても説明が十分でないため賛成できない。」との討論が行われました。

一方で、原案に賛成の立場から「建物の漏水は、放っておけば水が天井裏で建物全体にいきわたり、鉄筋などを腐食し始めると後々さらに大きな経費がかかることになるため、早い段階での処置をする必要があるため賛成する。」との討論が行われました。

採決の結果、「議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,246万7,000円を追加し、総額を19億7,576万5,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第87号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2,712万7,000円を追加し、総額を29億1,576万4,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第88号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ13万円を追加し、総額を1,355万8,000円とするものです。

委員から、「時間外勤務手当が減額になっている理由は。」との問いに対し、「今年度のこれまでの時間外勤務の実績に基づいて減額するものである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第89号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第90号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ45万円5,000円を追加し、総額を4,470万5,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第90号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的支出の補正として、人事院勧告に基づき194万4,000円を増額し、収益的収支を4億2,516万2,000円としています。

資本的収入及び支出の補正については、有価証券及び定期預金満期収入により、資本的収入を6億4,023万7,000円、立川第2鈴木配水池移設工事等により、資本的支出を8億3,661万5,000円としています。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第91号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入及び支出の補正として、維持管理費の減、人事院勧告、入札減少等により、1,154万9,000円を減額し、収益的収入、支出それぞれ、2億9,180万6,000円としています。

資本的収入及び支出の補正については、他会計補助金の増額、内示額の減少等により、資本的収入を9,894万2,000円。また、資本的支出は、管渠整備工事の増額により、1億4,806万3,000円としています。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第92号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第86号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第86号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第86号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第87号 令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第87号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第87号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎議員。

○14番（山崎正史君） 1点、ちょっと質疑がなかったので聞くんですが。報告のときに、これは減額されていますけど、追加というふうに聞こえたんですけど。説明が。その点だけ、1点確認だけさせていただいたらと。

○議長（久保美博君） 今、確認したところ、言われるように減額ということです。よろしいですか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） はい。山崎議員。

○14番（山崎正史君） それでは、報告であった追加ではなく、減額ということですかということですね。

○議長（久保美博君） そのとおりです。

〔「これ減額なん。」の声あり〕

〔「委員長報告と違うはずよ。」の声あり〕

〔「違うわ。そしたら。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ここで、ちょっと暫時休憩します。2時50分から開会いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先程の山崎議員からの質疑に対し、委員長の答弁を求めます。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 先程、山崎議員の方から指摘がありましたように、私の方の単純な読み間違いでした。改めて読み上げます。

「議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入、歳出それぞれ、2,712万7,000円を減額し、総額を29億1,576万4,000円とするものです。

以上、訂正してお詫び申し上げます。

○議長（久保美博君） それでは、「議案第88号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第88号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第88号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第89号 令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第89号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第89号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第90号 令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」、「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第90号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第90号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第91号 令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第91号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第91号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第92号 令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第92号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第92号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22 議案第93号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について

日程第 23 議案第94号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第93号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」、「日程第23 議案第94号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第93号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」、「議案第94号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」以上2件につきましては、いずれも愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合から脱退するため、愛媛県市町総合事務組合規約の変更、並びに財産処分について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1-2の1ページをお開きください。

はじめに、「議案第93号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」ご説明を申し上げます。

本案は、津島水道企業団の解散により、令和7年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴い、当組合の規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページに一部を改正する規約、また議案説明資料4-2の1ページ、2ページに、新旧対照表を掲載してございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

議案説明資料の1ページをお願いいたします。

別表第1（第2条関係）「組合を組織する地方公共団体」から「津島水道企業団」を削るものでございます。

次に、別表第2（第3条関係）「組合の共同処理する事務」のうち、左の欄、1の「構成団体の職員の退職手当に関する事務」において、その「構成団体」から「津島水道企業団」

を削る内容でございます。

また、別表第3（第5条関係）。次に2ページをお願いいたします。

「組合議員の選挙区及び定数」のうち、左の欄、「第1選挙区」において、「組合議員となる資格を有する者」から「津島水道企業団」を削る内容でございます。

続きまして、議案書の方にお戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。

「議案第94号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」ご説明を申し上げます。

「議案第93号」と同様に、津島水道企業団の解散により、令和7年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、組合を組織する地方公共団体との協議により定めることにつき、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

財産処分の内容は、「愛媛県市町総合事務組合が所有する、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第5条の2第1項に規定されている財産を除く、土地、建物、その他の一切の財産については、令和7年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする」という内容でございます。

なお、条例第5条の2第1項に規定されている財産とは、津島水道企業団が組合に納付した負担金のことでございます。

以上、「議案第93号」、「議案第94号」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず「議案第93号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」の討論を行います。討論はありますか。

〔「省略。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第93号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって「議案第93号」は原案のとおり可決されました。

次に「議案第94号 愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について」の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第94号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願

います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第94号」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は来週20日、午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○議長（久保美博君） ご起立願います。礼。

午後 3時3分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年12月第142回内子町議会定例会会議録（第4日）

○招集年月日 令和6年12月3日（火）
○開会年月日 令和6年12月20日（金）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君		

○欠席議員（1名）

15 番 寺 岡 保 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第14号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

日程第 3 発議第 5 号 内子町議会の解散に関する決議について

日程第 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 5 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。傍聴席の方もご協力願います。礼。
ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から出席議員13名であります。欠席届が寺岡保議員から提出されております。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、泉浩壽議員、9番、大木雄議員を署名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」を行います。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第14号）」のとおりであります。

日程第 3 発議第5号 内子町議会の解散に関する決議について

○議長（久保美博君） これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

「日程第3 発議第5号 内子町議会の解散に関する決議について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 14番、山崎です。

〔山崎正史議員登壇〕

○14番（山崎正史君） それでは、「内子町議会の解散に関する決議について」。

内子町議会の解散に関する決議を、別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条第1項及

び第2項の規定により提出する。

令和6年12月20日提出

提出者 内子町議会議員 山崎正史。

賛成者 内子町議会議員、下野安彦。同じく、町議会議員 城戸司。

提出の理由 内子町長選挙と内子町議会議員選挙を同時選挙とするために、内子町議会の解散を決議するものである。

内子町議会の解散に関する決議。

内子町長選挙と内子町議会議員選挙の同日選挙については、昨年6月に設置された議会改革特別委員会で議論されてきたが、結論が出ないまま現在に至っている。

しかし、同日選挙になれば、選挙執行経費の節減を図ることができるとともに、町民の関心が高まり投票率の向上も期待できる。さらに、1回の投票で済むことで有権者の負担を軽減できると考える。

このような効果は、議会に寄せられた町民からの要望書にも期待されており、私たち町議会議員は町民の声に真摯に耳を傾ける必要がある。また、限られた財源のなかで、削減できる経費は可能な限り削減することを検討することもその使命である。

以上のことから、内子町長選挙と内子町議会議員選挙を同時選挙とするために、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、内子町議会を解散する。

以上、議決する。

令和6年12月20日

愛媛県内子町議会。

以上です。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

山崎正史議員、席にお戻りください。

これより討論に入ります。

まず、決議に反対者の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。私は今回の解散発議に反対の立場から討論いたします。

今回の発議は、投票率の向上への期待と選挙に係る経費節減が大きな目標として挙げられていますが、まず、同時選挙による投票率の向上の効果は有識者の見解においても明確な実績に乏しく、結局のところは可能性の範疇を超えるものではありません。投票率は有権者の政治的関心や意識などを含めた地域性によって左右されるとみなされています。

また、経費削減についてですが、選挙に係る費用とは、他の行政事業とは根本的に性質が

異なります。町の事業では、最小の予算で最大の効果を目指して内容を精査することが求められますが、選挙とは住民が政治に参加し、意思を反映させるための民主主義の根幹となるプロセスです。この重要な手続きを維持するための支出は、民主主義のコストと認識される必要があります。これを単なる削減対象として取り扱うならば、最終的には選挙を行わない、すなわち無投票が最善であるという極論に至る危険性すらあります。議会として情報公開や発信にまだまだ改善の余地があるのは当然としても、議員の活動や議会の役割について、町民の関心や理解が残念ながら十分ではないという現状もあります。選挙は税金の無駄づかいであり、投票に行くことは、ただただ軽減されるべき負担、面倒なだけの罰ゲームのようなものであると町民が受けとめている現状があるならば、そのような地域の意識こそを民主主義を体現する存在である議員が率先して変えていかなければなりません。

また、町長と町議会は二元代表制のもと、それぞれ独立しながらも互いに拮抗する役割を担う機関です。同時選挙によって有権者が同じタイミングで両者を判断することは、一見効率的にも思えますが、実際には両選挙の論点が混同され、有権者がそれぞれの重要性を十分に理解する妨げとなる可能性も否定できません。

試算によれば、同時選挙をすることで節約できる経費は、内子町の場合700万円から800万円とされています。これは内子町の年間予算規模約120億円に対して約0.07%です。この数字を踏まえ、民主主義の基本である選挙の意義を軽視することが、本当に町民全体の利益にかなうものか慎重に検討されるべきではないでしょうか。

さらに、今回すでに告示まで1ヶ月。しかも年末年始休暇を挟んだ時期に同時選挙の準備となれば、担当職員の方々に多大な負担を強いることになり、少なからぬ時間外勤務の発生も予想されます。これらを考慮した場合、今回の解散同時選挙による経費削減効果の実質的な部分は、さらに限定的だと考えられます。

次に、現時点での解散がもたらす公平性への影響について申し上げます。

本来、来年4月に予定されていた議員選挙を1月に行うということは、現職議員にとって圧倒的に有利です。現職はすでに日頃の活動を通じて有権者との接点も多く、当然、選挙の経験もあることから、その準備においても圧倒的に有利な立場にあります。一方、新たに立候補を検討されている方々にとっては、年末年始を挟んだ非常に短期間での準備を強いられることになります。一部では、「立候補を考えている人々なら、今すでに準備を始めているはず。」また、「自分は短い準備期間でも立候補ができた。」という声もあるようですが、これらは個人の意見や経験をあたかも一般原則的、普遍的なもののように他者に押し付けるものであり、何ら説得力を持ちません。今回の解散について、不測の解散にも備えるという議院内閣制の国会議員を引き合いに出すことも、議会の制度が異なる以上、論拠になり得ません。

議員は選挙によって有権者から選ばれる存在であり、議会とは、まさに地域住民を映す、反映する鏡のようなものです。議会全体の質を向上させるためには、議員の多様性が確保されなければなりません。ただでさえ、なり手不足が問題となっている今、多様な人材の立候

補の機会を、議会みずからが損なうような行為、ましてや現職が有利となるような行為は厳に慎むべきと考えます。

同時選挙については、議会改革特別委員会において、議会解散の可能性も含め協議を重ね、次の選挙では見送りとの了解に至ったと私は理解しておりましたが、発議文にある「結論が出ないまま」という表現、この部分の認識に相違があるように思われます。

故に今回の発議の反対をもって、税金の無駄遣いに無頓着な議員であると短絡されることに関しては、断固拒否します。ぜひ町民の皆さんも、この機会にホームページで公開されている、ここ数年分の議会だより、そして会議録などにもお目通しいただければと思います。

今後、町民の皆さんの間で、さらに幅広く活発な意見交換が行われ、来年以降に刷新された議会において、多角的かつ十分に検討されたうえで、然るべき手続きの後に同時選挙が実現する可能性は十分考えられます。ビジネスにおいては「拙速は巧遅に勝る」。拙く早いことは、巧みで遅いことに勝るとの言葉もありますが、慎重審議を旨とする議会において、今回の解散発議は、あまりにも拙速、短慮であると言わざるを得ません。

以上の理由から、私は今回の発議に反対いたします。

○議長（久保美博君） 次に、決議の賛成者の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私は今回の内子町議会の解散に関する決議について、賛成の立場で討論をいたします。

今、反対の討論、いろいろ言われました。然るべき手続きとか言われるのですけども、そういった手続きというのは、首長の90日特例とかそういうものではないかと思うんですけども、こういったやり方では、即同日選挙ということはできません。かなりの。選挙管理委員会に尋ねますと、8年はかかるということでございます。

私、内子町議会は19年前の平成17年1月1日に合併をしました。当時の議員は、旧内子町16名で、旧五十崎町と旧小田町が14名で、3町合わせて44名の議員で議会が構成されていました。

本来なら、町長選挙と同じく合併後50日目に選挙をして新しい議員を決めるのが本来のルールでしたが、「新たな町長が決まって新年度の予算を審議してから町議会の選挙をする。」、「新たな定数半分の22名にする。」、「在任特例を丸々の2年延長するのではなく、4ヶ月の延長だから町民も理解してもらえらるだろう。」と、旧合併前の3町の議会による協議により、在任特例を使って4ヶ月延長することになりました。そのことにより、町長選挙は2月1日告示で、2月6日の投票に決まり、町議の任期は4月末にと約3ヶ月ずれてしまいました。

合併をしてからは20年近くになりますが、議会改革として、定数の見直しで44名だった議員は22名になり、現在15名と減らし、次回からは13名になります。

また、先程、反対討論された議員も言われましたけども、議員のなり手不足等を考慮して、

今回、議員報酬アップの審議や、一問一答方式の導入、また予算決算常任委員会を設置しての委員会方式の導入等、多くの改革を行って20年目を迎えようとしています。

合併をした当時、在任特例で4月末の任期を決めたのも我々議会であります。その後、議員の改選が行われるたびに、町長選挙と議員選挙を同日にできないかとの話は話題には上がりますが、協議をするだけでいつも先延ばしされ、一向に前に進みません。先程の、特別委員会で結論が出ずに、全員協議会の場で、改革委員長からは結論が出ないから議長を先頭にして、議員全員で協議をしてほしいということでございましたので、特別委員会での報告では、先送りするというでなかったと思います。

町長選挙を同時にすると、経費の削減は、先程言われたように700万円から800万円だということになっており、投票者の利便性や相乗効果による投票率アップに求められることは間違いありません。内子町の議会改革でやらなければならないこと、改革をさらに進めることは、町長と町議選を同日選挙にすることではないでしょうか。

地方議会が解散した場合には、解散の日から40日以内に選挙を実施することが定められています。先程、言われました「今ごろになって、なぜ。」とか、「もっと早く協議して決めるべきでは。」とか言われますけども、このことを事前に日時を決めての議決ができないということでもあります。言えば、全員協議会で口約束で「今度の選挙は同日選挙にしましょうね。」といったことで決められるかといったら、そういうことではございません。町長選挙の日程が決まって、議会で議員発議をして可決をして、初めて町長選挙と同日になるということです。そのため、今のタイミングで解散すれば、1月26日の町長選挙と同じ日程で議員選挙を行うことができることになります。そのためには、4分の3以上の議員が出席し、出席議員の5分の4以上が賛成した場合に解散できると特例法ではなっています。自主解散となった場合、議員はその日のうちに失職することになり、後日の選挙で開票結果が確定したら、当選が認められた日から候補者はすぐに議員になります。それより、次回の選挙からは、町長選挙と同日に施行できることになります。

住民の誰もが今日の結果を期待しています。令和7年4月30日の任期満了日を待たず、本日の議会にて解散に関する決議案を全員一致で議決し、議会を自主的に解散しようではありませんか。議員各位のご理解と勇気ある判断を期待して、賛成討論とします。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。私は、今回の町長・町議選同時選挙実施のための議会解散についての発議について、町民の方々と話し合いを重ねた結果、私は本案に反対すべきものとして討論をいたします。

町長・町議同時選挙のメリットとして掲げられる1つ目の経費削減効果ですが、選挙管理委員会の試算で最大800万円程度ということです。しかし、選挙が4年に1回であることを考えると、年間200万円ほどであります。これは、町民の選挙を通じた町政への関心を

高め、参加意識を醸成するための効果を考えれば、十分納得できる必要なコストであると判断をいたします。

もう1つ、高齢者等の投票負担の軽減や選挙従事職員等の負担軽減についても町民の声があることを承知していますが、投票に関しては、告示翌日から毎日、期日前投票ができる体制であり、投票当日は7時から夜8時までと十分な時間を確保しており、住民からこれ以上の負担軽減の要望が多く出ているとは認識をしていません。また、選挙に従事する職員等は時間外も含めて報酬が出ていますし、過度な負担になり、業務の執行に支障が出ているとは言えません。そういう実情があるのであれば、投票日当日の投票時間の短縮などは検討に値すると思います。

3つ目の有権者の関心を高め、投票率アップに繋がると期待されることも、同時選挙を実施している他の自治体の例を見ても期待される効果が実証されているとは言えず、むしろ町政への関心を低下させる懸念があります。

最も大きいデメリットとして考えるのは、町長・町議の同時選挙を行うことで、町長選に立候補して落選した人が、次の町議選に立候補することが事実上できなくなることです。このことで、町政への参加に強い志を持ち、町長選挙に挑戦しようという人の意欲が失われ、結果として無投票になる可能性が高くなることが懸念されます。無投票により現職町長が再選を果たすことは、現職町長の実績に対して町民が意思を反映する機会が失われることになり、町政への町民の参加意識を著しく低下させます。また、町長選挙が行われず無投票になれば、候補者の公約に対して町民が意思表示をする機会がなくなり、このことは選挙を通じて公約への信任がされたことにはならず、同様に町政への関心低下に繋がります。

愛南町では、2020年、町長選挙に立候補した現職町議が現職町長との一騎打ちの選挙で落選しましたが、4割以上の得票を獲得しました。そして、その半年後、町議選で立候補し、2位以下に倍近い差をつけてトップ当選を果たしました。このことは、たとえ町長選で落選したとしても、多くの町民が町議として働いてほしいという意思の表れであり、町長選及び町議選の両方に立候補できる環境を整備しておくことは、少なくとも一定数の町民の意思を尊重することでもあります。

首長選に立候補して落選した人が次の議員選挙で上位当選したという事例は、他の自治体にもあります。町民の多様な意見が議会に反映されなくなることは、議会の形骸化に繋がります。町長選、町議選とそれぞれの選挙を通じて民意が反映されることは、予算提案と執行を行う町長と町政の監視・評価をすることが求められる議会との二代表制が健全に機能するために重要なことと考えます。

以上のことから本案に反対をいたします。

○議長（久保美博君） 次に、賛成討論があれば許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。私は賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

まず、私は議員になってずっと、同日選挙について賛成という意見は変えておりません。むしろ、議員に立候補するときに、周りの方から「同日選挙にしてくれ。」というような声も受けて議員を目指したということも、今この場に立っているひとつでもあります。

私の周りでは、老若男女問わず、同日にしてくれという声しか聞きません。これはほぼ100%と言っていいです。まあ、他の反対議員の方とかも言われておりますが、その方たちの周りはそういった声かもしれないですが、少なくとも私は周りからそういった声しか聞かないので、当然、賛成という意見は変えることはないです。

700万円から800万円削減することができますが、この700万円から800万円というお金を大きいととるか、小さいととるか。これも町民の考え、有権者の考えとなってくると思います。そこを削減して、いかに他のことに回すってということも、できるのであれば、我々議会が、内子町議会が考えていくことのひとつではないのかと思っております。

一番大事なのはですね、同日選挙だけではないのですが、変えられるものをしっかりと議論して変えていくということ、問題を先送りにしないということが、内子町の予算を決めて町の将来を考えていく私たちにとって一番重要なことではないかということで、私はこの度、この解散に対して賛成という意思を強く表したいと思います。

以上です。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 私は今回の発議に反対の立場で討論させていただきます。

よく税金の無駄遣い、2つの選挙を税金の無駄遣いというような言葉も飛び交ったりいたしますけれども、そもそも首長と議員の仕事は根本的に違いますし、あるいは対峙するっていう場面もたくさんあると思います。しっかりと議論を重ねながら、内子町、町民の暮らしが良くなる方向に、それぞれ切磋琢磨しながら関わっていくのが本来だと考えております。根本的には、やっぱり税金の無駄遣いっていうところも分からなくはないんですけれども、しっかりと議論を重ねながらやっていくっていうことが大切だと思います。

改革委員会の方では先送りっていうことで言われておりますけれども、ここまで話してきて結論が出なかったのを、次の選ばれた議員さんで決めてもらおうっていうぐらいなことで、多分、閉会したとは思うんですけれども、その中で、拙速に、ここに来てその提案をされたっていうことは、新人が何人か出ようとされて、名前もちらほら上がっておりますけれども、その方たちの芽を摘むようなことになりかねないなと思いますので、その方も選挙に出られてですね、しっかりと議論を闘わせながら、正々堂々とやっていくのが今回の選挙じゃないかなと思いますので、今回のこの提案に対しては反対とさせていただきます。

○議長（久保美博君） 賛成討論があれば許します。

○8番（泉浩壽君） 議長。

○議長（久保美博君） 泉浩壽議員。

○8番（泉浩壽君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

一番大事なのは、経費の削減であります。また、立会人を含む選挙従事者の負担軽減。そして、交通手段を持たない有権者の投票への関心の高まり、そして負担軽減。有権者は同日選挙になることを期待しているという思いの点から、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「発議第5号」の採決に入ります。本案の議決については、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により、議員数の4分の3以上のものが出席し、その5分の4以上の同意を必要とします。また、この採決には議長も採決に加わります。

ただ今の出席議員数は13人であり、議員数の4分の3以上です。また、出席議員数の5分の4は11人です。

採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立5人です。

従って、内子町議会の解散に関する決議は否決されました。

日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで、小野植町長よりご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

まずは提案いたしました議案について、慎重審議のうえ、全議案を認めいただき、誠にありがとうございました。それぞれの審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、下野議員の一般質問にありましたとおり、本町は間もなく合併20周年を迎えます。来年2月8日には、「合併20周年記念シンポジウム～歴史にのぞみ、未来をひらく～」の開催を予定しております。

「まちづくりとは」を最上段に構えるのではなく、以前に募集した「内子町に住んどってよかったエピソード」をもとに、内子町で暮らす日常の何気ないエピソードが、実はまちの魅力であったり、価値であったりするというところに気づき、ひいてはそれがまちづくりの根底にあるものであり、第3期内子町総合計画基本構想の行動理念、「歴史にのぞみ、未来をひらく」ことに繋がると認識できるようなシンポジウムにしたいと考えております。愛媛大学社会共創学部副学部長の井口梓先生と町民の代表者数名によるトークセッションに加え、井口先生にご講演をいただく予定にしております。広報うちこ1月号や公式LINEでご案内を予定しておりますので、議員の皆様方におかれましても、ぜひご参加いただきたいと思いますと考えているところでございます。

今年も残すところ、もう10日あまりとなり、一段と慌ただしくなっております。議員各位におかれましても、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続きご支援、ご協力賜りますことをお願い申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和6年12月第142回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午前 10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第142回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 5	内子町議会の解散に関する決議	R6. 12. 20	R6. 12. 20	原案否決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 10	専決処分の報告（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）	R6. 12. 3	R6. 12. 3	受理
議認 15	令和6年度内子町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて	R6. 12. 3	R6. 12. 3	承認
議案 74	内子町学校給食費条例の制定について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 75	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 76	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 77	内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 78	内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 79	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 80	内子町行政組織条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 81	内子町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 82	内子町行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決

令和6年12月第142回内子町議会定例会

議案 83	内子町職員定数条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 84	内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 85	内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 86	令和6年度内子町一般会計補正予算（第5号）について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 87	令和6年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 88	令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 89	令和6年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 90	令和6年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 91	令和6年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 92	令和6年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について	R6. 12. 3	R6. 12. 13	原案可決
議案 93	愛媛県市町総合事務組合理約の変更について	R6. 12. 13	R6. 12. 13	原案可決
議案 94	愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について	R6. 12. 13	R6. 12. 13	原案可決

議員提出議案

発議第5号

内子町議会の解散に関する決議について

内子町議会の解散に関する決議を別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

令和6年12月20日提出

提出者	内子町議会議員	山崎正史
賛成者	内子町議会議員	下野安彦
	内子町議会議員	城戸司

(提出の理由)

内子町長選挙と内子町議会議員選挙を同時選挙とするために、内子町議会の解散を決議するものである。

(別紙)

内子町議会の解散に関する決議

内子町長選挙と内子町議会議員選挙の同日選挙については、昨年6月に設置された議会改革特別委員会で議論されてきたが、結論が出ないまま現在に至っている。

しかし、同日選挙になれば、選挙執行経費の節減を図ることができるとともに、町民の関心が高まり投票率の向上も期待できる。さらに、1回の投票で済むことで有権者の負担を軽減できると考える。

このような効果は、議会に寄せられた町民からの要望書にも期待されており、私たち町議会議員は町民の声に真摯に耳を傾ける必要がある。また、限られた財源のなかで、削減できる経費は可能な限り削減することを検討することもその使命である。

以上のことから、内子町長選挙と内子町議会議員選挙を同時選挙とするために、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、内子町議会を解散する。

以上、決議する。

令和6年12月20日

愛媛県内子町議会
